

厚生労働委員会議録 第九号

第一類 第七号

(一六二)

平成二十三年四月二十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧 義夫君

理事

藤田 郡 和子君

理事

渡辺 周君

理事

田村 憲久君

理事

青木 愛君

理事

石田 三示君

理事

稲富 修二君

理事

大西 孝典君

理事

工藤 仁美君

理事

岡本 充功君

理事

小宮山 洋子君

理事

玉木 朝子君

理事

仁木 博文君

理事

平山 泰朗君

理事

三宅 雪子君

理事

山口 和之君

理事

吉田 統彦君

理事

鴨下 一郎君

理事

木村 太郎君

理事

棚橋 泰文君

理事

徳田 敏君

理事

谷畠 孝君

理事

長勢 甚遠君

理事

坂口 力君

理事

阿部 知子君

理事

菅原 一秀君

理事

河井 克行君

理事

一秀君

理事

谷畠 孝君

理事

東 祥三君

理事

細川 律夫君

理事

東 祥三君

理事

小宮山 洋子君

理事

内閣府副大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

厚生労働大臣政務官

同日

辞任

石田 三示君

理事

江田 純君

厚生労働省医政局長

同日

補欠選任

大西 孝典君

厚生労働大臣政務官

小林 正夫君

厚生労働省職業安定局長

大谷 泰夫君

厚生労働省健康局長

外山 千也君

厚生労働省労働基準局安

平野 良雄君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

森山 寛君

厚生労働省雇用・能力開発機構

江田 健生君

厚生労働省職業安定局

山内 健生君

厚生労働省労働基準局

大谷 泰夫君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

小野 晃君

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

高井 康行君

厚生労働省雇用・能力開発

江田 健生君

厚生労働省職業能力開発

君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横尾英博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○牧委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河井克行君。

○河井委員 皆様、おはようございます。自由民主党の河井克行です。

細川律夫大臣には、昭和二十年八月六日に広島委員会におきまして、昭和二十年十一月十二日、この市北西部を中心とした地域で降りました、あの黒い雨についての質疑以来あります。きょうは、私は大臣とだけ、政治家同士の話し合いをさせていただきたい質問したいというふうに考えておりますので、ゆめゆめ、後ろに座つていらっしゃる役所の方が差し入れた文書を丸読みするようありますので、ぜひ大臣には御理解いただきたいと存じます。

今回、三月の十一日、東日本大震災、大地震と大津波、その後起きました福島第一原子力発電所の一連の原子力事故、これを受け、せんだつ市の委員会でも御紹介しました、上安・相田地区黒い雨の会、私の地元であり、幼いときから育ってきた地区的皆さん、およそ二百五十名が結成をしたこの会から、会員の皆さんから、たくさんのお手紙をちょうだいをしております。幾つかをこの場で御紹介いたしたいと存じます。

私たち広島で被爆した者としては、内部、外部の被曝、すなわち、人体、作物、土壌など、放射線による悪影響があると、今回の福島原発事故により考えております。広島、長崎のようになれば明確に解明されていない現在です。そういうことで、福島では、今やることは現場の実態調査で、風や土壤のサンプリングが必要です。時がたつとわからなくなります。計算では解析に無理

ができます。放射線被曝は同心円ではない、天候が大であると思います。後々に引きずられないようになります。というのも、私たちは、広島市で、被爆範囲、地域拡大を国に求めて活動している上安・相田地区黒い雨の会、約三百五十名です。国は、大雨、小雨の放射性物質降雨地域で線引きをしました。それも、絵にかいたように大雨と小雨と梅雨です。私たち小雨地域は外されてしましました。

残された被爆者です。健康面でも病んでおりますというお手紙。

もう一つは、このたびの福島原発の報道を見につけ、私たち黒い雨の会が、黒い雨が降ったことを認めてほしいと運動を続けています。その当時は、放射能による危険性等もわからないと否定的な国の返事に解せないものを感じております。地図上に物差しを当て線を引いたように、大野菜などを食べ下痢することがあつたが、それを認めたときに日が過ぎたようになります。福島の報道を見るたびに、改めて私たちが経験したことの大変なことだったと思つております。

もう一通。

最近の傾向として、原爆投下時にゼロ歳から七歳、ぐらい低年齢の人、現在七十歳前、黒い雨の会員の中でも、がんでの死亡者が多くなっています。福島の報道を見るたびに、改めて私たちが経験したことの大変なことだつたと思つております。

この傾向として、原爆投下時にゼロ歳から七歳、ぐらい低年齢の人、現在七十歳前、黒い雨の会員の中でも、がんでの死亡者が多くなっています。福島の報道を見るたびに、改めて私たちが経験したことの大変なことだつたと思つております。

このことについて、実は、昨日、説明に来られた厚生労働省の担当者と話をしたところ、いや、それは経産省や内閣府や他の省と協議をしている最中ですと、言葉を濁すばかりであります。私は、今起りつつあることの事態を正確に把握しているいんじやないかと大変心配になつたんです。そして同時に、こう聞きました。なぜ急がなきやいけないのか、その科学的な根拠は何ですかといふうに重ねて聞いた、何度も聞いたんですけど、国会でもいろいろと質問されていますから急ぐんです。まあ、個人の担当者の方を私は責めつむりはありませんが、現にそういう発言がありました。私はもう驚いて、いすから転げ落ちそうになりました。

大臣、厚生労働省の役割は一体何ですか。厚生労働省設置法第三条、ここにその目的が書いてあります。答弁してください。

○細川国務大臣 河井委員とは、昨年、あれは十一月でしょうか、広島の黒い雨のことについて、住民の皆さん方の気持ち、そして、しっかりといたたこの調査、そういうことをすべきだ、こういうことを強く訴えられました。私もそれに答えて、これについては国の方でも検討する、こういううございました。そこで、検討会も設置をし

て、今検討をさせております。

そのときに、河井委員の方から私に、ぜひ読んでほい、こういう資料も後で私の手元に届けていただきました。それは、原爆の被害者の意識なる幾つかのお手紙だけ紹介させていただきました。大臣にもその一端を御理解いただいたものだと思います。

そこで、直ちに政府において取りかかつてほし

いことがあります。それは、さきの黒い雨の会員の皆さんのお手紙にもありましたし、広島大学の放射線医学の専門家の方からも、ぜひ強く国会の場で訴えてほしいと要請をされてきたことであ

ります。つまり、人々の被曝量を大至急調査してい

ただきたい。つまり、内部被曝の有無の緊急調査

を大至急やつていただきたいということなん

です。

このことについて、実は、昨日、説明に来られ

た厚生労働省の担当者と話をしたところ、いや、

それは経産省や内閣府や他の省と協議をして

いることですと、言葉を濁すばかりであります。

その当時は、放射能による危険性等もわから

ないといふうに重ねて聞いた、何度も聞いたんで

す。そこで同時に、こう聞きました。なぜ急がな

きやいけないのか、その科学的な根拠は何ですか

といふうに重ねて聞いた、何度も聞いたんで

す。全く答えていただけない。あげくの果てに

は、

このことについて、実は、昨日、説明に来られた厚生労働省の担当者と話をしたところ、いや、それは経産省や内閣府や他の省と協議をして

いることですと、言葉を濁すばかりであります。つまり、内部被曝の有無の緊急調査を大至急やつていただきたいということなん

です。

このことについて、実は、昨日、説明に来られた厚生労働省の担当者と話をしたところ、いや、それは経産省や内閣府や他の省と協議をして

いることですと、言葉を濁すばかりであります。

その当時は、放射能による危険性等もわから

ないといふうに重ねて聞いた、何度も聞いたんで

す。そこで同時に、こう聞きました。なぜ急がな

きやいけないのか、その科学的な根拠は何ですか

といふうに重ねて聞いた、何度も聞いたんで

す。全く答えていただけない。あげくの果てに

は、国会でもいろいろと質問されていますから急

ぐんです。まあ、個人の担当者の方を私は責め

つむりはありませんが、現にそういう発言があ

りました。私はもう驚いて、いすから転げ落ちそ

うになりました。

大臣、厚生労働省の役割は一体何ですか。厚生労働省設置法第三条、ここにその目的が書いてあります。答弁してください。

○細川国務大臣 河井委員とは、昨年、あれは十一月でしょうか、広島の黒い雨のことについて、住民の皆さん方の気持ち、そして、しっかりといたたこの調査、そういうことをすべきだ、こういう

ことを強く訴えられました。私もそれに答えて、これについては国の方でも検討する、こういううございました。そこで、検討会も設置をし

て、今検討をさせております。

そのときに、河井委員の方から私に、ぜひ読んでほい、こういう資料も後で私の手元に届けていただきました。それは、原爆の被害者の意識なる幾つかのお手紙だけ紹介させていただきました。大臣にもその一端を御理解いただいたものだと思います。

そこで、直ちに政府において取りかかつてほし

いことがあります。それは、さきの黒い雨の会員の皆さんのお手紙にもありましたし、広島大学の放射線医学の専門家の方からも、ぜひ強く国会の場で訴えてほし

いことがあります。

重要性、御答弁いただきました。

設置法の第三条には「厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り」と書いてあるんです。ほかの役所じやないんです。あなた自身が率先して、国民の命を守るためにリーダーシップをとつて早期にやつていただきたい。

それで、今、早期とおっしゃいましたけれども、なぜ早期にしなきやいけないかという理由なんです。今の大臣のお答えを聞いていますと、記憶が薄らいでいくとか、そういうことをおっしゃいました。私が尋ねているのは、そういうことではなくて科学的な根拠、なぜ住民の内部被曝の調査を急がなくちゃいけないのかということについて、その理由をお示しください。

○細川國務大臣 まず、原発での放射能漏出がありまして、それによって住民の方がどのような被曝量であるのか、これを調査すること、これは御本人の健康管理のためにまずは一番大事だというふうに思いますし、しかも、その調査の過程で、どこでどういうふうな形での調査によってそういうことが出てきたかということがわかりますと、本人の住所とかあるいは行動範囲とか、そういうこともわかつてまいりますから、そこからの退避、避難ということ、これも決まってまいりますから、そういう御本人の健康管理、そして今後どういうふうな形での避難の地域を決めていくとか、そういうことでも大変大事なことだというふうに思っております。

○河井委員 大臣、よく御理解されていないんじゃないでしょうか。急がなくちゃいけない科学的な理由があるんです。私が今ここでお教えるのも変な話なんですね。それが大事なんです。一般論の話じゃないんで

では、お尋ねします。セシウム-137と沃素の生物学的な半減期は何日ですか。

○岡本大臣政務官 科学的な話ですので、少し私

の方からお話をさせていただきます。

放射性沃素の半減期につきましては八日間、それからセシウムは、その核種、同位体にもよりますがきちんととしたリーダーシップを發揮していただきたい。

私がこれを申し上げるのは、あの六十六年前の広島の悲劇を繰り返してもらいたくないんです。同時に、セミパラチンスクですとかあるいはチエルノブリで起きたあの悲劇を再びこの日本の国土の上で起こしたくない。外部被曝も深刻ですけれども、内部被曝によつてさまざま、この前委員会でも質問しましたとおり、カイナール

沃素、これは八日間の半減期、この半減期の間に測定しないことには見えなくなつてしまふ。特に子供の命がかかっている話でありますので、実際に三月十五、十六日に放射線が多く放出された、そのような指摘をされておりますので、六月の十五日までは測定を緊急にやつていただきな

いことには、子供たちの甲状腺から沃素を、ないことを願つておりますけれども、検出することが不可能になつてしまふ、そういう指摘もあるんで

す。

だからこそ、急いで、厚生労働大臣のリーダーシップでやつていただきたい、そのように言つているわけであります、時期も含めて、このことについてのお考えをお示しください。

○細川國務大臣 今、原子力災害対策本部のもとにあります原子力被災者生活支援チーム、ここにおきまして、経済産業省、文部科学省、それから原子力安全委員会の関係省庁と、そしてまた放線医学総合研究所、こういうところと協議を進めしておりまして、専門家の意見も聞きながら今検討をいたしております。結果を出して事を進めていかなければといふうに思つております。

○河井委員 重ねて申し上げますが、専門家の意見によると、六月の十五日までないと検出する

役所と協議するばかりではらちが明かない。ですから、最初から申し上げてある。厚生労働大臣がきちんととしたリーダーシップを發揮していただきたい。

私がこれを申し上げるのは、あの六十六年前の広島の悲劇を繰り返してもらいたくないんです。同時に、セミパラチンスクですとかあるいはチエルノブリで起きたあの悲劇を再びこの日本の国土の上で起こしたくない。外部被曝も深刻ですけれども、内部被曝によつてさまざま、この前委員会でも質問しましたとおり、カイナール

沃素、これは八日間の半減期、この半減期の間に測定しないことには見えなくなつてしまふ。特に子供の命がかかっている話でありますので、実際に三月十五、十六日に放射線が多く放出され

た、そのような指摘をされておりますので、六月の十五日までは測定を緊急にやつていただきな

いことには、子供たちの甲状腺から沃素を、ないことを願つておりますけれども、検出することが不可能になつてしまふ、そういう指摘もあるんで

す。

だからこそ、急いで、厚生労働大臣のリーダーシップでやつていただきたい、そのように言つているわけでありまして、時期も含めて、このことについてのお考えをお示しください。

○細川國務大臣 今、原子力災害対策本部のもとにあります原子力被災者生活支援チーム、ここにおきまして、経済産業省、文部科学省、それから原子力安全委員会の関係省庁と、そしてまた放線医学総合研究所、こういうところと協議を進めおりまして、専門家の意見も聞きながら今検討をいたしております。結果を出して事を進めていかなければといふうに思つております。

○河井委員 重ねて申し上げますが、専門家の意見によると、六月の十五日までないと検出する

りつけどおりに発言するような学者、専門家はゆめゆめ入れるべきではないふうに申し上げた。ところが実際には、私はこの分野の専門家であります。先ほどおっしゃったように、私はこの分野の専門家であります。

私がこれまで開かれてきた。ところが、第三回については、きのうの厚労省の担当者の説明によると、開催のめどが立つてないという。私は、大臣、本末転倒だと思つてゐるんですよ。福島の第一原発の事故のことがあつたからこそ余計に、この黒い雨について、国として、正当な科学的な見解を出すべきじゃないですか。何でこのことでおくれていつてしまふのか。

その上で、第二回までは、失望を買ひながらも検討会が開かれてきました。ところが、第三回については、きのうの厚労省の担当者の説明によると、開催のめどが立つてないという。私は、大臣、本末転倒だと思つてゐるんですよ。福島の第一原発の事故のことがあつたからこそ余計に、この黒い雨について、国として、正当な科学的な見解を出すべきじゃないですか。何でこのことでおくれていつてしまふのか。

そういう報告は大臣、聞いていらっしゃいますか。第三回の開催のめどが立つてないという話。

○細川國務大臣 この検討会の委員の方々には、座長の佐々木康人さんのように専門家が多いわけでありまして、福島原発の事故で、いろいろなところでのその見解を皆さんにいろいろお話しもされるところです。

○河井委員 そのような報告は受けておりますけれども、今委員が御指摘になりましたように、このことについて私は私も大事だといふうに思つておらず、限りこの検討会を開いて、そしてそこで検討をしていただくように、私の方から督撃をしたいと

いうふうに思います。

○河井委員 過去に起きた行為を直視しないことは、現在を無視することです。これから起きる私たちの未来を破壊することだと私は思つてゐるんで

す。しかも、この黒い雨のことは、六十六年前に過ぎ去った過去ではない、今なお苦しんでいる、現在進行形の災禍なんです。この過去に起り��くとして、今、別の地で起こり始めた福島の問題について正当に対処することはできないと私は思います。

だから、もしその対応でお忙しいんだつたら、大臣、そんな役人の言いなりになるような、しか

もこれは参考者ですからね、会議の委員でも何でもないんですよ、参考者という位置づけなんですよ。差しかるべきですよ。もつとちゃんと、しつかりとした考え方を持った人に差しかえてでも早く招集をして、それで、いつ結論を出していただけるんですか。大臣、この前も早期早期とおっしゃった。いつ結論を出していただけるのか。

もちろん専家の会議ではありますけれども、事務局は厚生労働省に置かれているわけですか

ら、ここでも大臣の指導性を發揮していただきたい。いつごろをめどとお考えになつていらつしやるか、あわせてお答えをください。

○細川国務大臣 先生方の日程とかいろいろあるかと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、私も早急に会合を持たなければというふうに強く思つておりますので、早急に開催する

事務局

はあります。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいというふ

うに思います。

○木村(太)委員 副大臣、どうぞ、もうよろしい

です。

○東副大臣 お答えさせていただきます。

○河井委員 報道によりますと、チエルノブリ

では広島原爆の四百倍のセシウムが放出されたと

言われております。福島では広島の四十倍のセシ

ウムが今時点で放出されたと言われております。

災いに重い軽いは決してない、あつてはならない

と私はかたく信じています。しかしながら、この

ような数字を目の前にしたときに、事の深刻さ、

大臣もよくよくおわかりいただけるものと私は信

じております。あなたの責任と行動に日本国民の

命がかかっていると言つても言い過ぎではない。

覚悟を持って政府の中で発言をし、行動してください

さい。

最後に、時間が来ましたので一言、御決意を

おつしやつていただきたい。

○細川国務大臣 私も、この原発の事故が住民に与える影響というのは深刻な問題だというふうに考えております。委員が御指摘になりましたように、私の職分としてしつかり取り組んでまいります。

○木村(太)委員

もちろん、副大臣がおつしやるとおりだと思うんですが、ただ、全体の被害額は、これからも時間が経過すると、まだなんだ

ふえていくと思うんです。でも、ある時点で、そ

の都度その都度、全体の国内の直接的な被害額と

いうのはやはり国民の皆さんにお知らせすること

が大事だと思うんですが、どうですか。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいというふ

うに思います。

○木村(太)委員 日銀もどうぞ、もう退席してよ

うございます。

○東副大臣 そこで大臣、今内閣府の副大臣も答えていただ

きましたが、被災地、被災者の皆さんに一義的に

最大限バックアップしていく、これはもちろん大

事なことだと思うんですが、しかし、今回の大震

災によりまして、企業の倒産、廃業、あるいは一

時業務停止、こういったことで、いわゆる解雇や

新規卒業者、未就職学卒者の内定の取り消しや

といったことで二次災害的な動きが深刻化してい

るということも我々きちっと対応していかなければ

ならないと思うんですが、こういった状況、全

国的にはどうなつてているのか、お聞かせください。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

試算を参考としておりまして、これとは別の試算

を行うことは現在では考えておりません。

ただし、被災額の試算とということとは別に、私

どもは、被災地の各支店におきまして、ただいま

議員からも御指摘ございましたとおり、震災の影

響についてさまざま調査を行っております。ま

た、サプライチェーンを通じました間接的な被害

ということにつきましては、被災地に限らず、全

国の支店からさまざま情報

を収集してございま

す。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいとい

うに思います。

○木村(太)委員 日銀もどうぞ、もう退席してよ

うございます。

○東副大臣 そこで大臣、今内閣府の副大臣も答えていただ

きましたが、被災地、被災者の皆さんに一義的に

最大限バックアップしていく、これはもちろん大

事なことだと思うんですが、しかし、今回の大震

災によりまして、企業の倒産、廃業、あるいは一

時業務停止、こういったことで、いわゆる解雇や

新規卒業者、未就職学卒者の内定の取り消しや

といったことで二次災害的な動きが深刻化してい

るということも我々きちっと対応していかなければ

ならないと思うんですが、こういった状況、全

国的にはどうなつてているのか、お聞かせください。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

試算を参考としておりまして、これとは別の試算

を行うことは現在では考えておりません。

ただし、被災額の試算とということとは別に、私

どもは、被災地の各支店におきまして、ただいま

議員からも御指摘ございましたとおり、震災の影

響についてさまざま調査を行っております。ま

た、サプライチェーンを通じました間接的な被害

ということにつきましては、被災地に限らず、全

国の支店からさまざま情報

を収集してございま

す。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいとい

うに思います。

○木村(太)委員 日銀もどうぞ、もう退席してよ

うございます。

○東副大臣 そこで大臣、今内閣府の副大臣も答えていただ

きましたが、被災地、被災者の皆さんに一義的に

最大限バックアップしていく、これはもちろん大

事なことだと思うんですが、しかし、今回の大震

災によりまして、企業の倒産、廃業、あるいは一

時業務停止、こういったことで、いわゆる解雇や

新規卒業者、未就職学卒者の内定の取り消しや

といったことで二次災害的な動きが深刻化してい

るということも我々きちっと対応していかなければ

ならないと思うんですが、こういった状況、全

国的にはどうなつてているのか、お聞かせください。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

試算を参考としておりまして、これとは別の試算

を行うことは現在では考えておりません。

ただし、被災額の試算とということとは別に、私

どもは、被災地の各支店におきまして、ただいま

議員からも御指摘ございましたとおり、震災の影

響についてさまざま調査を行っております。ま

た、サプライチェーンを通じました間接的な被害

ということにつきましては、被災地に限らず、全

国の支店からさまざま情報

を収集してございま

す。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいとい

うに思います。

○木村(太)委員 日銀もどうぞ、もう退席してよ

うございます。

○東副大臣 そこで大臣、今内閣府の副大臣も答えていただ

きましたが、被災地、被災者の皆さんに一義的に

最大限バックアップしていく、これはもちろん大

事なことだと思うんですが、しかし、今回の大震

災によりまして、企業の倒産、廃業、あるいは一

時業務停止、こういったことで、いわゆる解雇や

新規卒業者、未就職学卒者の内定の取り消しや

といったことで二次災害的な動きが深刻化してい

るということも我々きちっと対応していかなければ

ならないと思うんですが、こういった状況、全

国的にはどうなつてているのか、お聞かせください。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

試算を参考としておりまして、これとは別の試算

を行うことは現在では考えておりません。

ただし、被災額の試算とということとは別に、私

どもは、被災地の各支店におきまして、ただいま

議員からも御指摘ございましたとおり、震災の影

響についてさまざま調査を行っております。ま

た、サプライチェーンを通じました間接的な被害

ということにつきましては、被災地に限らず、全

国の支店からさまざま情報

を収集してございま

す。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

度、明確になり次第、国民の皆さん方にこの大震

災を共有していただきたいという意味も込めまして、また、被災地の皆さん方とともに私たちは早急に

取り組んでいかなくちゃいけない課題が山積して

いるわけでありますから、御指摘のとおり、わ

り次第、報告に努めさせていただきたいとい

うに思います。

○木村(太)委員 日銀もどうぞ、もう退席してよ

うございます。

○東副大臣 そこで大臣、今内閣府の副大臣も答えていただ

きましたが、被災地、被災者の皆さんに一義的に

最大限バックアップしていく、これはもちろん大

事なことだと思うんですが、しかし、今回の大震

災によりまして、企業の倒産、廃業、あるいは一

時業務停止、こういったことで、いわゆる解雇や

新規卒業者、未就職学卒者の内定の取り消しや

といったことで二次災害的な動きが深刻化してい

るということも我々きちっと対応していかなければ

ならないと思うんですが、こういった状況、全

国的にはどうなつてているのか、お聞かせください。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

試算を参考としておりまして、これとは別の試算

を行うことは現在では考えておりません。

ただし、被災額の試算とということとは別に、私

どもは、被災地の各支店におきまして、ただいま

議員からも御指摘ございましたとおり、震災の影

響についてさまざま調査を行っております。ま

た、サプライチェーンを通じました間接的な被害

ということにつきましては、被災地に限らず、全

国の支店からさまざま情報

を収集してございま

す。

○河井委員 終わります。

○牧委員長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 大臣初め皆さん、おはようござ

ります。

○東副大臣 御指摘のとおり、その都度その都

<p

それからまた雇用調整助成金、これは休業した場合に助成をするものでございますけれども、これにつきましては、三月二十八日から四月三日の間で、全国で一万二千七百四十六件の震災に係る相談が寄せられてございます。

それからまた内定取り消し、入職時期の繰り下げでござりますけれども、内定取り消しは四月十三日までの間に三百十八人、入職時期の繰り下げは千四百八十一人という状況になつてございま

す。

○木村(太)委員 何も手を打たなければその数字といふのはますますふえていく可能性があるいは全国的に波及していくよう予想をするわけですが、今局長から数字がありましたけれども、大臣、こういった動き、いわゆる二次災害的な雇用面での対応というものをどのようにしていくつもりか、お答えください。

○細川国務大臣 今回の大震災によりまして、職人、さらには、内定の取り消しとか、そういう若人、さらには、あるいは休業を余儀なくされている人、さらには、内定が仕事につけないと、そういう本当に雇用の問題が深刻になつてきております。そしてまた、一方、被災されて仕事ができなくなつてゐる人たちが、いよいよこれから生活をどうしたらいいかということを深刻に考えていく、そういう時期にもなつております。そういう意味で、雇用の回復といいますか、これを私どもとしてはしっかりとやりやつていかなければというふうに思つております。

そういう意味で、当面の緊急の総合対策といったしまして、「日本はひとつ」とプロジェクトといふのを取りまとめまして、その実施に全力で取り組んでいるところでございます。そういうところで、今のところ、被災者を対象に求人が六千六百四人出でてきているというところでございます。

私どもとしては、この対策の大きな柱といたしまして、一つは、雇用調整助成金の要件の緩和をいたしまして、できるだけ、この雇用調整助成金を適用して、雇用の維持に努める、こういうこ

と。それから二つ目は、被災地以外でも影響が出ている新卒者につきまして、その新卒応援のハローワークを利用いたしまして、ジョブサポートによる就職支援などの、そういう被災地だけではなくて全国的な応援で雇用の確保をしようということにいたしております。

そして、これは経済界の方にもいろいろとお願ひをしなければなりませんので、私みずから、日本経団連、全国中小企業団体中央会とか、あるいは商工会議所の連合会、そういうところに赴きまして、ぜひ今回の震災で失業した方の雇用をお願いしたい、こういうことも申し入れてまいりました。また、人材ビジネスをしている派遣業の皆さん方とか、そういう方にも直接お会いをいたしまして、官民一体となつた雇用をよろしくというこ

とで直接のお願いもいたして、何としても雇用の確保に力を入れてこれからも頑張っていきたいと確信しております。もちろん、先ほど言つたとおり、被災者、被災地を優先、しかし、全国的に二次災害的なそういう悪化が出てきてるので、そのこともしかりやるという大臣の答弁ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。次に、雇用のことでもう少し聞きますが、震災とはちょっとかけ離れた話になりますけれども、例えば、昨今のデフレ経済のもとであつても、あるいは、いわゆる景気がいいときであつても、日本国内を見ますと、雇用情勢を記すいろいろなデータを見ると、例えは有効求人倍率とか見ますと、下位の県というのは大体いつも同じ顔ぶれなんですね、景気のいいときであつても悪いときであります。例えば、それがまた県民の平均所得を見た場合でも、大体顔ぶれが一致するんですよね、下位のグループが。

菅総理がよく、一に雇用、二に雇用、三に雇用といふように絶叫するときがあるんですが、今の政権では、そういつた下位のグループに対してのさらなる手厚い仕組みというのが生かされているのかどうか、確認させてください。

○細川国務大臣 私も、もともと出身が四国の高知県というところなんですけれども、ここも大変、いつも悪いところで、委員の御出身の青森といつも肩を並べるようなそんな悪いところで、そういう意味で雇用の問題なんかについても、私も、そういう全国的に比べると悪いところ、よくないところに対しても、それなりの力を入れてやつていかなければというふうにいつも思つておるところでございます。

そういう意味で、今委員が御指摘になりました、強いところと弱いところ、雇用なんかでも悪いところ、いろいろありますから、そういうための地域雇用開発促進法というのがございまして、地域に応じた雇用対策に取り組んでいる、こうい

うところでございますけれども、私どもが始めたのは、地域の雇用の創出についてどういうふうにしていくべきかということで、重点分野雇用創出事業、地域地域で特にその成長を期待できるような、そういう分野に力を入れて雇用を創出していくこと。

こういうことで、この雇用創出事業に、平成二十一年度の第二次補正では、各都道府県に千五百億円規模の基金を造成いたしまして、さらに、平成二十二年度の予備費、補正予算によりましては一千億円の積み増しをいたしまして、そういうことで、これらを活用して雇用の創出ということを図ることをいたしております。地域開発促進法とあわせて、この重点分野雇用創出事業を進めているところでございます。

○岡本大臣政務官 先ほど御指摘いただきましたが、この助成金につきましては、平成二十一年度の第一次補正により創設した助成であり、制度発足から一定度経過したことにより安定した雇用機会の創出に必ずしもつながっていないこと、予算額の縮減等の観点から、制度について分析を行つて、実際に不用額が先ほど大臣がお答えをさせていただいたとおり見直しを行うこととしたところであります。実際の実績といたしましては、二十一年度は二十七億二十九十八万六千円の予算で、実際には不用額が十億円ほど出ておりまして、こういつた実績であります。二十二年度は七億五千八百五十二万六千円、そして二十三年度が、このたびふやしまして十六億七千七十九万円、こういうふうになつております。

○木村(太)委員 ただいまの答弁、私、大変評価しております。もちろん、先ほど言つたとおり、被災者、被災地を優先、しかし、全国的に二次災害的なそういう悪化が出てきてるので、そのこともしかりやるという大臣の答弁ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○岡本大臣政務官 したがつて、この制度の特性にかんがみて、効率的な、そしてまた効果的な対策をとつてゐるというふうに御理解をいただきたいと思いますが、金額だけ見れば、二十一年度に比べると、不用額があつたので予算として積んでもいるお金と実際に使つたお金との違います。

○木村(太)委員 ですから、予算だけで見ると確かに減つております。また、対象となつている雇用、二に雇用と絶叫することと、実際は制度あるいは予算的に見た場合に、縮小しているんですよ。そこを私は問題視しているんです。

だから、先ほど大臣がおっしゃった、そういうことをさらに充実して、ぜひ雇用対策、特に厳しいところに対し努力をしていただきたいといふふうに思います。

○岡本大臣政務官 先ほど御指摘いたしましたが、予算だけ見ると確かに減つております。また、対象となつている雇用関係の制度の数も減つてゐるんです。だから、総理が一度のことをさらによく見て、なぜかさ上げ等で、自公政権のときと比べて、例えばかさ上げ等をしているその数とかあるいは総額、予算的に見上げたりとか、こういった仕組みがたくさんあります。それをいたしておるのか縮小しているのか、確認させてください。

では、次に入りますが、先般、改正臓器移植法に基づいて、十五歳未満の少年からの日本で初の移植というのが行われたわけですが、現在、その移植を受けた患者の皆さんのお体はどういう状況なんですか。

○外山政府参考人 日本臓器移植ネットワークでは、移植術を行った後、移植を受けた患者の経過報告を定期的に移植施設から受けておりまして、現時点では、移植直後の状況について把握しているところでございます。

今般の、十歳以上十五歳未満の方からの脳死下臓器提供につきましては、提供された全臓器に関して、十四日までに無事五名の方への移植術が終了したと承知しております。

○木村(太)委員 だから、それを受けて聞いているわけですから。今の、移植を受けた患者の皆さんのお体は順調に推移しているのかということを聞いているんですから。

○外山政府参考人 施設からの報告は、おおむね、移植直後、それから一週間後、一ヶ月後、三ヶ月後等々となつておりますし、逐一、今現在の患者の病状について報告を受けるシステムになつておりますけれども、特別変わった状況があつたという報告は受けしておりませんので、そのように認識しております。

○木村(太)委員 大臣、今回の改正移植法に基づいての十五歳未満の少年からの初の移植、このことを大臣はどう評価されていますか。

○細川国務大臣 臨器移植法が改正をされて施行された、昨年八月ですか、夏ですね、施行されて初めて、十五歳未満の方の臓器移植が今回行われました。

この亡くなられた少年には私は心から御冥福をお祈りしたいというふうに思いますし、この御承諾をいたいた親のお気持ち、御子息を失つた悲しみの中でこういう御決断をいたいたことに心から敬意も表し、感謝も申し上げたいというふうに思っております。

臓器移植につきましては、今後とも、この法律

のもとで適切に行われていくように私は見守つてまいりたいというふうに思つております。

○木村(太)委員 厚労大臣として見守るという言葉は、どう解釈したらいいんですか。なるべくこういう事案がありますふえてほしいという、いわゆる推進が図られるべきだ、そういうふうな思いですか。

○細川国務大臣 法の趣旨は、これは、こういう臓器移植を望む方もあるれば、消極的な方もおられるわけですね。しかし、これを望む方のお気持ちが植が進んでいくことについては、私は、厚生労働省としては、法の趣旨にのつとてこれを進めてまいる、こういうことで私は評価したいと

予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

いわゆるドクターヘリについてですけれども、

全国的にもドクターヘリの設置あるいは運用といふのが進んできていると思うんですが、私の地元の例でいいますと、これまで八戸市を中心に運用されているものですから、私の青森県というのは地理的に大きく分けて二つに分かれています。私は津軽地域というところなんですが、こちらの運用がなかなか進んでいないとか、活用されないという実態があるんですね。例えば北海道なんかも、もつと広大な面積ですからいろいろなことが起りこり得ると思うんですね。私は、ドクターへり未設置県もまだまだあると思います。

今後、国として、このドクターヘリの設置、運用を積極的に進めるに当たって、未設置県を優先的に進めていくのか、あるいは地理的な、絶対的な条件によって、既に一機運用している県であつても、複数の運用を目指すならばそれはまたそれで検討するのか、その辺、少し確認させていただきたいんですが。

○細川国務大臣 ドクターヘリにつきましては、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な導入が重要だというふうに考えております。厚生労働省としましては、必要な場合には複数機を導入するということも含めて、都道府県の判断を尊重して支援を行つているところでございます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

○木村(太)委員 次に入ります。

民主党のインデックス二〇〇九という中に、「歯科技工物については、安価な輸入品の増加等の例でいいますと、これまで八戸市を中心に運用されているものですから、私の青森県というのは、等、技術料や歯科基本料の見直しを検討します。」

こう書いてあるんですけど、私は、海外での技工物により、品質管理体制を見直す必要が生じています。歯科技工物のトレーサビリティの基準を定めるとともに、高い技能を持つ歯科技工士の評価等、技術料や歯科基本料の見直しを検討します。」

をただしてきましたが、全く誠意のない回答、答弁書だつたんですね。しかし一方で、このインデックスでこううたつているんですね。今後、どう対応しますか。

○岡本大臣政務官 今御指摘になりました補綴物の作成工程のトレーサビリティの確保につきましては、国外で作成された補綴物の安全性の確保を行うという観点から、既に第一段階として、平成二十二年三月末に、歯科医師が国外へ補綴物を作成を委託する際の使用材料等に関する基準を策定し、周知をしているところですが、そのトレーリングがございました。平成二十二年四月から、補綴物等のトレーサビリティに関する意見交換会を開催しております。三月十五日に開催して、そこで取りまとめをする予定でございます。その後、御案内のとおり、震災の発生によりまして、この会議が開催できなかつたわけでありまして、近日中に開催をして、この場で取りまとめを行うという方向でやつております。

○木村(太)委員 国民の皆さんに約束したインデックスの方針に従つて、しっかりと対応していくべき、それに対して国もしっかりと応援をしていきたいというふうに考えております。

では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

きょう、委員会の最後に、参議院の方から、雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の再議決が予定されているようあります。先般、私は、この委員会で厚労大臣のことについていろいろやりとりさせていただいたわけですが、これまで、関係する自治体やいわゆる施設の現場との調整が進められてきたと思うんですけども、いま一度、時間がなくなりましたので、大臣に一つだけ聞きます。

○木村(太)委員 では、次に入ります。

時の平成二十一年度と比べてみると、腎疾患対策予算全体では約六千七百万円減額でございまして、その内訳としては、先生が今おっしゃつた、普及啓発事業では約四十万円の減額、それから慢性腎臓病特別対策事業では約二百七十万円の増額、研究事業で約六千九百万円の減額となつております。

○木村(太)委員 三つ全体を合わせると減つているんですよ。またこういうところにも、私は、民主党政権の冷たさ、実態の中身を見ると、そういうマイナスが目立つているんですね。

時間が来ましたので最後に聞きますが、私の地元に、厚労省の御指導もいただいて、つがる総合病院という中核病院が、いよいよ二〇一三年開院に向けて動き出しております。全国的にも中核病院は重要視されていると思うんですが、今後の国としての支援をお聞きして、終わりたいと思いま

す。

○岡本大臣政務官 今御指摘いただきましたつがる総合病院を含め、地域の中核的な病院は、地域の医療機関の中心的な役割を担うことが期待をされております。つがる総合病院につきましても、急性期医療を担う中核的な施設として整備がされることは承知をしております。

厚生労働省では、二十二年度補正予算による地域医療基金や二十三年度予算による地域医療センター運営経費等により、広域的な医療課題への対応や地域の医師不足病院の医師確保を支援するなど、青森県とともに連携をしながら、中核的な病院も含めた地域の医療提供体制全体の充実に資するよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○木村(太)委員 終わります。ありがとうございます。

○牧委員長 次に、福田衣里子さん。

○福田(衣)委員 民主党の福田衣里子です。このたびは、質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございました。

襲った大震災により、多くのとうとい命が犠牲となり、今なお避難生活を余儀なくされておられます被災者の皆様に、心から御冥福とお見舞いを申し上げます。私も、これまで可能な限り被災地へ足を運びました。瓦礫の山を前に、何度も押し寄せる津波がすべてを壊し、多くの命をのみ込んでいつたということが伝わってきました。内定が決まつた職場が流され、合格通知が届いた学校が流され、家も大切な人も、すべてを一瞬にして失つた被災者の皆さんには、つらいはずなのに、支え合い、譲り合ひながら生きておられました。

しかし一方で、当初は生き残つただけでよかったと心から思われた被災者の中には、今後の不安感や長引く避難生活から、既に自殺者までが出ているという現実があります。被災者の皆さんのが希望を失わないように、政治が全力を尽くしてくださいませんが、一ヵ月たつた今でも続

く余震に復旧作業が妨げられ、また原発も収束のめどが見えないのが現状です。きょうは、中であります。

私は長崎出身ですので、被曝がどれだけ長い年月、人々を苦しめ続けるかということを感じてきました。今の対応が将来の国民の健康被害、人生被害に大きくかかわってまいります。

まず、一番被曝の危険性が高い原発内で働く作業員です。驚くことに、最近まで線量測定器を全員が持つていなかつたとお聞きします。線量測定器を全員が持つようになったのは、いつからで

しょうか。

○松下副大臣 大変大切な御質問をいただいておりました。

一日からは千個の線量計をもつて対応していると申します。しかも、三月十八日には八百個近く入手されました。しかし、平常時の規定に沿つて、グループ長が持つていればそれでいい、そういう対応だったのではないでしょうか。今は平常時ではなくて非常態ということを御理解いただらうと思います。

さらには、そういうアラバイトもいるようで、この募集要件には、研修なし、雇用形態アラバイトと書かれていますが、このような不安定な立場で、原発や放射能について知識がない方に作業を行わせることが、いかがなものかというふうにも思います。が、こういった短期間での作業に当たられた方々に対する健康管理のフォローや補償といったものは、一体どうなつていてるのでしょうか。

○岡本大臣政務官 今、資料でお示しをいただきました、「えんむすび」と書いてある、求人サイトなどと思いますが、こういった形で募集をされているというような実態も、委員から大変重要な点で御指摘をいただきました。

厚生労働省といたしましては、緊急作業に従事された方の作業期間や被曝の線量に応じて、どういったデータベースを構築していくかということは今考えているところであります。健康管理をどのようにしていくかということは大変重要な観点ですので、専門家の皆さんのお意見を聞きながら、その実施を検討していきたいというふうに考えております。

○福田(衣)委員 被曝量が二百五十ミリシーベルトに達しないように管理されているというふうに思いますが、その二百五十ミリシーベルトという基準は、厚労省によると、内部被曝、外部被曝合わせて換算しているということでした。けれども、その内部被曝を測定するホール・ボ

計のかき集め、そして集合をいたしまして、四月質間に先立ちまして、三月十一日に東日本を

デイー・カウンター、これで測定する対象となる方は一体どういった方で、その測定のタイミングというのはいつになるんでしょう。

○松下副大臣 原子力発電所の問題になつていていたということも聞きました。足りないので、持っていればそれでいい、そういう対応だったのではないかでしようか。今は平常時ではなくて非常時ということを御理解いただらうと思います。

さらには、参考資料の一枚目にありますように、求人サイトで時給一万円で募集したアラバイトもいるようで、この募集要件には、研修なし、雇用形態アラバイトと書かれていますが、このような不安定な立場で、原発や放射能について知識がない方に作業を行わせることが、いかがなものかというふうにも思います。が、こういった短期間での作業に当たられた方々に対する健康管理のフォローや補償といったものは、一体どうなつていてるのでしょうか。

○岡本大臣政務官 今、資料でお示しをいただきました、「えんむすび」と書いてある、求人サイトなどと思いますが、こういった形で募集をされているというような実態も、委員から大変重要な点で御指摘をいただきました。

厚生労働省といたしましては、緊急作業に従事された方の作業期間や被曝の線量に応じて、どういったデータベースを構築していくかということは今考えているところであります。健康管理をどのようにしていくかということは大変重要な観点ですので、専門家の皆さんのお意見を聞きながら、その実施を検討していきたいというふうに考えております。

○福田(衣)委員 タイミングとしてはいつになるか。測定をするタイミングというの

は、作業の途中なのか、作業が終わつてからなのかでしようか。測定をするタイミングと考

える人に対して即座にやるということでございまして、安全装備品を装着しているけれども、さつ

き申し上げましたけれども、外れているとかいろいろなことで吸い込んだ可能性があるかもしれません、直ちにそれは帰つていただいて見るということ

○福田(衣)委員 これまで二十八人が百ミリシーベルトを超えて、最高百九十八ミリシーベルトと
いう値を出しているという結果で、百七十九人中二十八人とということで、測定したうちの六・四人に一人が百ミリシーベルトを超えていたというこ

とになつてしまつというふうに思います。
このホール・ボディー・カウンターも、そう簡単には、小名浜まで行かなければできない。そして、作業員の白血球数については、東電に検査を指導はしているけれども、厚労省としては把握まではしていないというのが現状だというふうに思っています。

に備えて、虎の門病院の谷口修一先生を中心として、作業員の方々の造血幹細胞の事前採取の必要性を提案されていると思いますけれども、しかしながら、参考資料の二枚目、三枚目にあるように、原子力安全委員会は、現時点で採取の必要はないというふうに回答しております。この点に関して、厚労省としてはどのようにお考えでしょうか。

○岡本大臣政務官 御指摘になられました造血幹細胞、自己の造血幹細胞を事前に採取しておくと、ということについては、原子力安全委員会から現時点では必要ないという見解をいただいてはおりますが、関係者や学会等からはさまざまな御意見もあり、重要なポイントだというふうに考えております。

厚生労働省といたしましては、先日、今回の事故で緊急作業に従事をする労働者の労働安全衛生法上の線量の上限を二百五十ミリシーベルトまで引き上げたところでありますけれども、この範囲内でできるだけ抑えるということが肝要だと、まずその点に注力していくことが必要であるうかと考えております。

○福田(衣)委員

想定されるリスクを軽減する医

療技術が存在することがわかつて いるのですから、必要ないとするのではなくて、最善の策を尽くす努力と いうものを、姿勢をとつて いただけたら というふうに思ひます。

また、チエルノブリ原発事故でも、イギリスのセラフィールドのケースでも、大人より細胞分裂のスピードが速い子供や胎児に及ぼす影響は大きくて、甲状腺がんや小児白血病を発病していま

す。住民に対する長期的な健康への影響調査を行
う方針を先日示していただきましたけれども、特
に、子供に対する影響については大人以上に特別
の枠で実施していただきたいというふうに考える
んですけども、お考えをお聞かせください。

○岡本大臣政務官 今御指摘をいたしました点も、大変重要な観点だと思っております。

福島県等地元自治体の意向を十分に尊重しながら、子供に対する配慮を行っていくという、そういう御指摘についても我々としてしっかりと対応していくたい、適切に行つていきたいというふうに考えております。

○福田(衣委員) ありがとうございます。
広島、長崎の原爆においての追跡調査の結果といふものもありはするんですけども、原爆は一

瞬の被爆であつて、今回のように比較的低いレベルの放射線を長期間にわたつて受けける、こういったケースによる健康被害というのは、わかつていなきことが多いのではないかというふうに思いました。ぜひ、長期にわたる健康被害調査というのを行つていただきまして、住民の健康を守り続け

ていただきたいというふうに思います

長崎の被爆者は、長崎出身。原爆に遭ったそれだけで、結婚できない、奇形が生まれると言われて子供も産ませてもらえないとか、仕事にもつきにくい。だから、原爆手帳があればいろいろな手当があるんですけれども、もらえないといった状況でした。今でも、一世、二世、三世といった苦しみというものが続いている。

卷之三十六

○牧委員長 次に、石森久嗣君。

久嗣君。

卷之三

○石森委員 民主党的な立派でござります

は委員長に一任をしたいと思いますが、まずもって、機会をいただきましたことを御礼申し上げますと同時に、今回の被災地の皆様に本当にお悔みを申し上げます。また、栃木県も被災地として、多くの半倒壊、倒壊の家屋がありますし、四

名の方がお亡くなりになられました。本当にお悔やみを申し上げたいと思います。
さて、私は、避難所の衛生管理について、冒頭質問させていたどきと、と思います。

御聞請ひやがたかまつて思ひ立て
今なお二千五百力所の避難所がありまして、土
四万七千人という方々が避難所で暮らされておりま
す。濃淡はあるものの、結構衛生管理のいい
ところらうじますナレバ、今ばら、一ヶ月も

たつているにもかかわらず、衛生管理が非常に劣悪な環境もまだあります。

ても調査をされましたが、それは、オーバーヘーリングもありましたとおり、例えば食事、おかげや湯温など、いものが時々しかない、四〇%、あるいは、下善が不足している、四七%、あるいは、入浴が週に一回しかないというのが三三%、いまだに入浴が

一回もできていないという避難所が五%。もちろん、回答率は三三%と低いのではありますけれども、かなり劣悪な状況は、濃淡はあるものの、まだ存在しているという状況でございます。

先日、石巻の避難所の方に行つてまいりました。まだライフラインが通っていない避難所でした。た

りまして、一ヵ所一ヵ所部屋を見てまいりますと、今なお、床に本当に毛布を一枚敷いてそこで寝ているんですね。でも、隣の避難所に行きますと、畳の上にしっかりと布団を敷いて寝ておられたる、そういうこともありました。やはり、そういう環境を整えていくことも必要だと思います。

それについて、厚生労働省、そして政府の皆様

はどうお考えになつてゐるのか、まずお聞きした

いと思います。

○岡本大臣政務官 先ほどの福田委員もそうでありますけれども、石森委員も現地にお入りをいただいたということで、本当にそういう活動に対してまず敬意を表させていただきたいと思いま

す。今御指摘になりました、避難所における衛生管理を含む環境の確保ということであります。が、避難所の生活が長期化してきております。避難所は、一般的に開放的な空間というか、空調がなかなかきぎづらい環境にあるところもありまして、結果として、一部の避難所においては、これまでインフルエンザが一部で発生をするというような話があつたり、また、これから季節、気温が上がつてくると、感染性の胃腸炎のリスクがやはり高くなつくるということも想定されます。

また、先ほど御指摘がありました食事の面でも、十分行き届いているかと、なかなか、先ほどのアンケートにありましたように、必ずしも十分な食事、栄養が届いているというふうに考えにくいケースもあります。低栄養やストレスなど、まささらには体力低下などによつて高齢者等に肺炎が発生しているという話も聞いておりまして、こういつたさまざまな状況をどのように改善していくかということが課題になります。先ほどのアンケート、回答率が低いという御指摘もありましたが、アンケートに回答ができるいない地域が、避難所がさらにどうなつてゐるのかというは心配な点もありますが、それぞれの避難所において衛生管理等を向上させて、巡回する保健師等により、定期的な部屋の換気やトイレの清掃、手洗いやうがいの徹底、こういつた保健指導に取り組むとともに、管理栄養士が避難している皆さんとの食事の点検を行つて、この二次災害を防がなきゃいけない。あの淡路大震災では、一四%の方々が震災関連死で亡くなっています。もう既に、この今回の震災でも二百八十二人の方が亡くなり、恐らくもつとふえていくと思います。

また、先ほどの感染性胃腸炎なんかの場合には、出てくる食事を残しておいて後から食べると

いうようなことは、今後気温が上がつてくると、

やはりそれもリスクになつてくるかと思いますの

で、こういつたさまざまな観点で細かく避難所の環境の改善に取り組んでいかなければならぬ、このように考えております。

○石森委員

ありがとうございます。

厚生労働省においても、そういうお尋ねをしますと、やつてますという答えが返つてくるんでもあります。現実に、私のボランティアチームでもう十回ほど現地に入つておりますと、私も過去四回入りました。農協の皆さんから御提供いただいいたお米を持っていつたり、あるいは地元の皆さんがカレーをつくつていただいて二回ほど、岩手のあります宮城、そして南相馬の方に入つてまいりました。自転車も五十台持つてました。

その中で、やはり確認してみますと、本当に劣悪な状況があるんですね。それで、ではなぜ二次避難しないのかお聞きしてみますと、やはりそこには住んでいたい、ここから離れると仮設住宅に入れないかもしれません、物すごい不安があると。何

しろ現地にずっと残つて、流されたおうちでもいいからそこに毎日行つて掃除をしたいんだ、

なかなかつたものを搜したいんだという思いがありましたが、家族が亡くなつてそこから離れたくない、そういう思いがある。でも、反面、そこにずっといたとしたら、必ず低栄養の状態で感染症が蔓延することは明らかなんですね。

D M A T の方々、あるいは石巻赤十字病院の皆さん、石巻市の全部の避難所三百カ所、ロードマップをかけて調査をいたしました。そのデータを

はまさに、起立性低血圧じゃないんですよ、完全に低栄養なんです。認知症の方がいまだに避難所におられる。そういう環境をどうにかしなきゃいけない。でも、市の職員の方々も疲労こんぱいで、どうすることもできない。

地域主権と言つておりますけれども、地方自治が今機能していない中でやるべきことは、そういう避難所の方々をやはり集団で二次避難させなきゃいけないと思うんですね。それには、国が、

例えば九月までには仮設住宅に皆さん必ず入れるよういたしますから、少なくともそれまでは二次避難していただきたい。真つ当な食事がとれる、低栄養を改善できる、温かい布団で寝られる、毎日お風呂に入れる、毎日歯磨きができる、先ほどありましたとおり、そういう本当に人間としての最低限度の生活ができる環境をやはり国の方で進めていかないと、それで工程表を進めていかないと、恐らく現地の方々というのは、特に東北の方々というのは、地元に残りたいという気持ちが物すごく強いということが私はわかりました。

○石森委員 そうですね。やはり現場対応がいい

と思ひます。個別対応がいいと思ひます。

ある避難所のトップの方にお聞きしますと、不公平感が出てしまうのが一番怖いんだとおっしゃつてているんですね。例えば、お年寄りを優先して仮設住宅にとか、あるいはお子さんが四月から学校がスタートしますから小中高のお子さんをお持ちのお母さん、お父さんの家族を先にと言いますと、こういう極限状態だと必ず不公平感を感じ文句が出てしまう。ですから、ある意味、集団的にコミュニケーションをつくつた、その集団の避難所で全部移動して不公平感を出さないような、

そういう対策をぜひとつていただきたい。

人の命を守るために、食で、やはりビタミン剤、本当にビタミン系が、A、D、E、K、C、Bが減つていけば必ず免疫機能が下がつて、肺炎やあるいはノロウイルスの蔓延というものは防げませんから、ぜひその前に二次避難を進めていただきたい。

くように、重ねてお願いを申し上げたいというふうに思ひます。

私は栃木県も、食品衛生法上、出荷制限、ホウレンソウ、カキナ、今解除をされましたけれども、被害を受けました。そういう関係で、当初から農水委員会、農水部門会議あるいは厚生労働委員会の方で質問させていただいた中で、一番先にデータをいたいたものがあるんですけれども、緊急時モニタリング、これは福島県内の農作物の緊急モニタリングなんですね。これは、洗浄

行つたんですけども、真っ青なんですね。これ

たので、私も医者だつたもので、ばあつと市町村においても、避難されている方々の実情を踏まえつつ、その心情に十分配慮しながら対応していく必要があるというふうになつていてます。

先日も行つたときには、三階でお年寄りが倒れました。それで、私も医者だつたもので、ばあつと市町村においても、避難されている方々の実情を踏まえつつ、その心情に十分配慮しながら対応していく必要があるというふうになつていてます。

していないものを当初は間違つてとつたというふうに証言をされていたんですけども、このデーナがありました。

これを見ますと、もちろん同じ日に隣でとつたものを洗つて、隣でとつた洗つてないものと比較しているわけではないんですけども、洗つて洗つてない状態のモニタリングをしますと、沃素、セシウムが大体十倍から百倍ぐらいのオーダーで、非常に高いんですね。そして、洗い流すと落ちてくる。当然、洗い流すこと、洗浄によつて放射性物質が洗い流されますから放射線量が下がるのはわかるんですけども、このモニタリングというのは、今継続はされているんでしょうか。

○岡本大臣政務官 基本的に、食品のさまざまなお放射線による影響については、それぞれの自治体において、厚生労働省は原子力安全委員会等の助言も受けつつ、計測の方法について方向性を示したところでありますけれども、それに基づいて継続して行われている数値についてはすべて公表して発表しているところでありまして、そういう意味では、最終消費者の皆さんに安心して、出荷制限、摂取制限がかかつてない農作物、水産物については食べていただけるような対策をとつておるところであります。

○石森委員 私が言いたいのは、飛来してきて落ちてきた放射性物質から出ている放射線というのは、洗う前が非常に高い、洗つて下がる、それは当然だと思うんですけども、その隣の土壤にも落ちているはずなんですね。

それで、今、土壤検査をいろいろやられているということを聞いておりますけれども、どういう土壤検査をされているのか、教えていただきたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省においては、福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の放出状況を把握し、国民の安全、安心、政府の適切な対応に資するため、総合的な放射線モニタリングを実施しております。その過程で、例えば、環境試料ということで土壤で

あるとかあるいは陸水等の放射能濃度を分析し、公表しているところでございます。

○石森委員 土壤の調査について、どういう土壤の調査、要するに、飛来してきたものが表面についている土壤を調査しているのか、あるいは五センチまで土を掘り起こしたものとつてあるのか、あるいは十五センチまで掘り起こしているものとつてあるのか。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、土壤のサンプリングにおきましては、一定の深さの土をとりまして、その中に含まれている放射性物質の濃度を分析しておられます。したがいまして、濃度としては、単位でいいますとベクレル・パー・キログラムという単位で取りまとめて公表させていただいているところでございます。

○石森委員 また何が言いたいかといいますと、

飛来してきた放射性物質が放射線を出している。

今後、農家の方々が稻作をスタートするわけですよ。

そういう土をさわるわけなんですよ。もちろん、その十五センチ、何センチか掘つたものを

調査して沃素やセシウムをはかることはいいと思

うんですけども、ただ、表面についている土壤

というのは、そういうものだけでは正確にはかれ

ないと思うんですね。

あるいは、幼稚園の砂場で遊ぶ子供たちが例え

ばそういう土をさわるとなると、やはり表面につ

いた放射線量が本当に厳密にどうなのかというこ

とを発表する、数値を測定することの方が私は意

味があると思ってはいるんですけども、なぜか

土を掘り起こしたもの。もちろん、根から吸収さ

れることを考えて農水省の方は十五センチという

規定をされていると思うんですけども、表面に

落ちた土壤上の放射線量というものを今後測定す

る意味はないのでしょうか。

やはり、これから、農家の方々、あるいは水産

業をされる方々なんかは海に出るわけですから、そういうことを考えますと、本当に、体内被曝だけじゃなくて、そういう土から来るもの、海から来るものの放射線量を測定するべきなんじやないかなと思います。

時間がなくなつてきましたので、その点について、今後、そういう表面の土壤についての測定をする意義があるかについて後で御回答だけいただきたく。そういう意味で、私が医療機関にいたときには、必ずフィルムバッジをつけるんですね。これは、当然、核医学のところから放射線が出ますし、あるいはレントゲン技師さんも当然つける。こういうフィルムバッジ、放射線量を測定するバッジを、例えば、日本では、個人線量をはかります。したがいまして、濃度としては、単位でいいますとベクレル・パー・キログラムという単位で取りまとめて公表させていただいているところでございます。

○石森委員 また何が言いたいかといいますと、

飛来してきた放射性物質が放射線を出している。

今後、農家の方々が稻作をスタートするわけですよ。

そういう土をさわるわけなんですよ。もちろ

ん、その十五センチ、何センチか掘つたものを

調査して沃素やセシウムをはかることはいいと思

うんですけども、ただ、表面についている土壤

というのは、そういうものだけでは正確にはかれ

ないと思うんですね。

私も、やつた方がいいんじゃないじやないかと

思っています。もちろんやることは大変ですけれども、今、それぐらいの危機状態にあると私は思つていま

す。

それについて、二点、お伺いしたいと思いま

す。

○渡辺政府参考人 まず、前の御質問にお答え申

し上げますが、今とつてはいる土については、土の

表面の部分をとつて、その土の中に含まれてい

る放射性物質の濃度を分析してございます。

それから、空間線量、フィルムバッジの話がございましたが、私どもは、サンプリングをすると

べき、あるいはそれ以外の場所においても、空間に

おけるガンマ線の量、いわゆる空間線量率と言つておりますが、そういうのはいろいろな場所では

かって、これもあわせて公表しているところでござ

ります。

○石森委員 わかりました。

土については、その測定値をもつて安全である

ということを言えると言つてよろしいわけです

ね。

○渡辺政府参考人 土につきましては、その中に

含まれている放射性物質、例えば沃素であるとか

セシウム137であるとか、そういうものの濃度

を私ども調べて公表させていただいておりますの

で、それをもとに、安全上問題があるのかないの

かという判断ができるものだと思つております。

○石森委員 わかりました。

あと、フィルムバッジについては、また別途検討していただきたいというふうに思います。

時間も押し迫つておりますので、最後になります

けれども、何度も、何度も被災地の方に赴きます

と、やはりいまだに瓦れきが山積みになつております。先日、岩手の本当に北の方の野田村あるいは田野畠村の方に行つてまいりますと、仮置き場

に、十メートラー、二十メーターの大きな大きな瓦

れきの山になつてゐるんですけれども、その中に

は、当然、アスベストが含まれた建材が多く含まれております。

発生するアスベスト粉じんに関する対策はすぐ

く必要だと思つておりますけれども、被害に遭わ

れた地域、あるいはそのほかの地域、あるいは瓦

れきの撤去にかかる業者や置き場の作業とい

う意味で、その対策というのはどういう形で行わ

れているかについて、ちょっとお聞きしたいと思

います。

○平野政府参考人 復旧工事に当たられる労働者の安全と健康の確保ということは非常に欠かせないものでございまして、既に、瓦れきの処理等の

作業で防じんマスクを着用することなどの粉じん

暴露防止などの徹底について、関係業界団体の方に要請しております。

また、その瓦れきの中に、先生御指摘のよう

にアスベストが含まれるという可能性がありますこ

とから、防じんマスクの着用を指導するとともに

に、関係団体から無償で提供いただきました九万枚の防じんマスクを労働局あるいは労働基準監督署で配布いたしまして、防じんマスクの着用の徹底を図っているところでございます。

先般、八日、電力需給緊急対策本部におきまして、夏の電力需給対策の骨格を取りまとめております。その中で、需要抑制の取り組みとして、一千万キロワット以上の需要抑制をとりあえず図るという目標にしてございます。

この中で、今委員御指摘のとおり、計画停電につきましては原則不実施ということにして、この

○牧委員長 次に、稻富修二君。
○稻富委員 どうもおはようございます。民主党
の稻富修二でございます。

両親を亡くした子供につきましては、やはり親族が見るのが一番望ましいと思うんですけども、今多くの子供たちは、遠い御親戚なり親族の方が見ておいでだと聞いておりますが、その方が経済的な負担がないようについてで、親族里親 この制度を積極的に使つていただくようにとお話をしているところです。それでも親族が

に考えております。
○石森委員 まだ若干二分ほどありますので、もう一つつけ加えさせていただきたいと思うんですけれども、電力の使用制限。

状態を維持するために、ピーク時の最大使用電力の抑制幅をあらかじめ示しながら、需要家の側でいろいろな創意工夫を凝らして抑制をすることを目指そうということをございます。

いる」と伺っております。心から敬意を表する次第でござります。

やはり長期的には引き受けられない」という場合には、養育里親、あるいはそれを、集団であるファミリー・ホームなど、なるべく家庭に近い形で受け入れられるよう今努めているところです。

計画停電では、医療機関がでんでこ無いになつて、栃木県ではやつと救命センターが除外されたということもありましたけれども、今後、夏に向けて、計画停電は備えとして持つてあるけれども、電力使用制限ということで考えられていると、いうふうに聞いております。

その中で 今後指摘のあります電力の使用制限でございますが、これは、契約電力五百キロワット以上、いわゆる大口の需要家において、あるまで民間の自主的取り組みが前提でございますが、これを補完する意味で、電気事業法第二十七条の活用というのも検討してございます。

きょうは来ていたらいで あります。私がどうございま

○**福島委員** ありがとうございます。
実態調査という言葉で四文字になりますと簡単な言葉ですけれども、恐らく、現地で子供のつらい状況を調査していくというのは、現場の方々は大変な御苦労がある中だと思います。さはざりとして、これはやはり着実に実行し、そして進めてい

医療機関についても、先日来、医師会の方から
は、あのオイルショックのときのように、医療機
関や鉄道や学校などが除外されたとおり、医療機
関を除外していただきたいということを言つてお
りますが、それについて、厚労省また経産省の方
でどうお考えになつてゐるのか、今の段階での御

今御指摘ありますとおり、この使用制限について、適用除外等いろいろな特例の御要望は伺つております。ただ、全体の需給ギャップの中で、国民各層、すべての事業者が一体として取り組まなければならぬということで、まずはどういう創意工夫ができるか、厚生労働省へお聞き

子供の安心、安全を守り、そして地域の子供の笑顔を取り戻していくことこそが政治の役割であり、国の仕事であるという思いでございます。そんな思いから、幾つか御質問をさせていただきたいというふうに思います。

かなければいけない。一時金を支給するにしても、里親制度を活用するにしても、やはり行政の力が必要であるという現状でございます。

あしながら育英基金、育英会さんが、今回の震災に対して特別一時金を支給されるということで、四月十九日現在、一時金の申し込みが四百三十九

回答をいただきたいと思います。
○岡本大臣政務官 御指摘のとおり、停電や電力の制限によつて人命に重大な影響を及ぼすことは、何としても避けたいというふうに考えております。

省ともよく議論していくべきだというふうに考えてございます。

す。これは、副大臣が発災直後から熱心に取り組まれているというふうに伺っております。実態調査にも努めいらっしゃるというふうに伺つておりますが、現時点で、震災の遺児あるいは孤児、

名いらっしやる。うち片親を失つた子供さんが三百六十九人、そして両親とも失つた方が五十人ということで出でているということでござります。先ほど副大臣からお話をありましたように、こ

ます。そのため、医療施設をいわゆる計画停電や電力の使用制限から除外することも含めて配慮を求めてまいりましたし、また、厚生労働省としては、自家発電機などの確保の支援を補正予算ですることはできないかとということを今検討しているところでございます。

は、さつきの四月八日の経産省からの通達では、取り組みについて自主的な計画を策定、公表、さらには、所管省庁は計画の策定、公表を促すといふうに言われております。

どれぐらいの数に上っているのか。そして、特に孤児の場合などのような生活をしているのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。
○小宮山副大臣 子供のことにつまづかず心を持つていただき、ありがとうございます。

一方で、医療施設等であつても、生命や健康に直接かかる部分ではない部分の電力については、できる限り節電をお願いしていくという対応をとつていかなければならぬだろう、このように考えております。

況で追い詰められている中で、さらに電力使用制限で追い詰めるというのは非常に厳しいと思いますので、ぜひそれまで、本当に努力をしていただきたくということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

亡くしたあるいは行方不明の孤児につきましては、これまで、現地の児童相談所の職員と応援に入りましたほかの地域からの児童相談所の職員がチームを組みまして、避難所などを回りまして確認した結果、四月十九日現在で百十人いると確認

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

思っています。

また、親族で引き受けられない場合につきましては、養育里親、これを活用していきたいと思つていますが、被災地の自治体の中で、まだ委託をされていない登録里親が二百六十二名いますので、そういう意味では被災地中でこの里親の受け入れ、ということは対応ができるのではないか。

ただ、それが難しい場合は、やはりファミリーホームとかそうしたものも考えなければと思っているところです。

○稻富委員 ありがとうございます。

同時に、孤児、御両親を失つた方の学業について、やはりこれからそれも支えていかなければいけないというふうに思いますが、その点の支援についてはどのようになつておるでしょうか、お尋ねをいたします。

○尾崎政府参考人 お答え申し上げます。

震災遺児を含めまして、被災地の子供たちの学業支援ということで、その経済的支援は非常に重要でございます。就学困難な児童生徒の数が相当數に上りますものですから、小中学生に対する学用品、通学費、給食費、こういった就学援助につきまして柔軟な対応が必要であるということです、その認定あるいは支給につきまして、なるべく弾力的に取り扱つてもらいたいという趣旨の通知を、震災直後の三月十四日の段階で、各都道府県教育委員会の方に連絡を差し上げております。

また、あわせまして、高校生につきましても、各都道府県で実施をいたします奨学生につきまして、学力要件とかを問わずに緊急採用制度を弾力的に運用してもらいたいということ、あわせて、その場合に、対象者がふえた場合に、各都道府県にもともと措置をしております奨学生の基金、これを取り崩して構わないという趣旨の連絡も差し上げているところでございます。

今後とも、小中学生の学用品、通学費その他の経済的な支援、高校生の奨学生事業につきましては、国において、万全の体制がとれますよう、補正予算におきましても積極的な対応をしてまいり

たいと考えてございます。

○稻富委員 続きまして、児童福祉施設についてお伺いをしたいと思います。

まず、児童養護施設や乳児院といった児童福祉施設の被災状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

○小宮山副大臣 児童養護施設や乳児院につきましては、幸いなことに、被災状況として、人的な被害、建物の倒壊などの被害は報告をされておりません。

しかし、一部の施設で、外壁のタイルの脱落や壁の亀裂、水道管の破裂、かわらの落下などの被害がございますので、これはなるべく早く復旧をしたいというふうに思つております。

○稻富委員 ありがとうございます。

私も、実は現地に、養護施設を見てまいりましたが、あるいは電話でのヒアリングをしてまいりました。本当に幸いなことに、児童の被害がなかつたということでおございました。ただ、先ほど副大臣から御答弁いただきましたように、建物の修繕が必要であるということがございました。

○稻富委員 ありがとうございます。

て、あるいは電話でのヒアリングをしてまいりました。本当に幸いなことに、児童の被害がなかつたということでおございました。ただ、先ほど副大臣から御答弁いただきましたように、建物の修繕が必要であるということがございました。

私が行つたところでも、まだ余震も続く中で、やはりこれ

からその建物は修繕が必要ではないかということ

をおおしやつております。

今日は、直接の被災はなかつたものの、

子供たちのために十分に用意できますように努めています。

○稻富委員 続きまして、もう一つ児童養護施設

についてなんですか? 二つ目なんですが、

十八歳を過ぎた子供についてです。この自立の問題

というのは、今回の被災、震災に限らずのこと

でありますけれども、こういった事例がございま

す。

三月十一日に震災ということで、三月に卒園を

して新たな就職先あるいは新たな施設に行くこと

になつておられる子供という方がおります。就職先が決まつてお子さんはそのまま行けたんですね

けれども、施設に行く予定になつておられたお子さん

が、施設そのものがなくなつたということで、行

き場がなくなつて、措置延長したという事例がござります。

これに限らず、十八歳で園を出て、そして、措

置延長があるにしても、社会に出るということで

います。これは、今回の震災に限らず、中長期の

課題かもしれません、特に、来年にかけても、

かというふうに思いますが、その点の御見解を伺いたいというふうに思います。

○小宮山副大臣 今おつしやいました具体的な後段のケースにつきましては、また詳しくそのケー

スを伺いまして、可能な限りの対応をしたいと

思つています。

今回の震災で被害を受けました児童福祉施設の

復旧費用につきましては、社会福祉施設等災害復

旧費補助金の補助対象となつておるほか、激甚災

害に指定されましたことから、国庫補助率のかさ

上げが行われるということです。

早期着工が必要な場合には、都道府県の担当部

局の指導のもとに、被災部分がわかるよう写真

を撮つておく、こうしたことなど、被災事実が証

明できるようにしておけば、災害の被災状況を査

定する実地調査前でも着工できる、すぐできる

ようにしてございます。

今回、大災害でございましたので、必要な予算

が子供たちのために十分に用意できますように努

めています。

○稻富委員 続きまして、もう一つ児童養護施設

についてなんですか? 二つ目なんですが、

十八歳を過ぎた子供についてです。この自立の問題

というのは、今回の被災、震災に限らずのこと

でありますけれども、こういった事例がございま

す。

三月十一日に震災ということで、三月に卒園を

して新たな就職先あるいは新たな施設に行くこと

になつておられる子供という方がおります。就職先が決まつてお子さんはそのまま行けたんですね

けれども、施設に行く予定になつておられたお子さん

が、施設そのものがなくなつたということで、行

き場がなくなつて、措置延長したという事例がござります。

これに限らず、十八歳で園を出て、そして、措

置延長があるにしても、社会に出るということで

います。これは、今回の震災に限らず、中長期の

課題かもしれません、特に、来年にかけても、

では地域の雇用の場があるかと言われると、恐らく大変厳しい状況の中です。そういう受け皿をつくるか、あるいは何らかの自立を促すような仕組みなりそういう

政策なりというのが私は必要だというふうに思つています。

ますが、中長期の視点もあるかと思いますが、そ

の点の御見解を伺いたいというふうに思つています。

○小宮山副大臣 委員が御指摘のように、これは

中長期的にずっと取り組んでいかなければいけない

問題としまして、十八歳を超えた子供たち、二十一

歳までは措置の延長が可能というふうに思つています。

○小宮山副大臣 委員が御指摘のように、これは

中長期的にずっと取り組んでいかなければいけない

問題としまして、十八歳を超えた子供たち、二十一

という支援が必要かというふうに思います。これは今回に限らず、中長期的に取り組んでいかなければいけないのではないかというふうに思つております。

今回の被災に関して、私は、あしながら育英会さんやユニセフさんと意見交換を何度もさせていた

だきました。そういう中で、例えば先ほど遺児や孤児の現状把握の話がありましたけれども、そういった、NGOやNPOが率先して活動していらっしゃるという場面がたくさんございます。現場でもそういう場面がたくさんあります。そういう方々と政府が何らかの行政としての連携ができるものかということを常に私も考えること

があります。

現場では、同じようなことを別の団体がやつているということもありますし、同じような調査を別の団体がやつてているということもあります。そういう意味で、これはまた、すぐではなくて中長期かもしれませんのが、行政とそういう形での連携というものを見つけていただきたいというふうに思うのですが、その点の御見解を伺いたいといふ

○小宮山副大臣 おつしやるとおりだというふうに思います。

そして実際に、まだまだ足りないとは思いますが、厚生労働省でも、例えばユニセフの皆さんが絵本などを子供たちに届けるとか、やはり各国でのいろいろな緊急の際の子供の心のケアも含めたさまざまなノウハウを持っておいでです

ので、厚生労働省の児童家庭局、その中の育成環境課とか、そういうところの今回孤児のことも対応している人たちと今相談をしながら、一緒に連携をとつてやつてもらっています。

私も、先々週の末に大船渡と久慈へ行きましたけれども、そこは子供たちの状況を見に行くとい

うミッションを持って行きましたので、ユニセフさんからの絵本などのカタログとか、それからこのぼりのカタログとかを持つていつてやつたりとか、今後とも、やはり民間の方の力も、あらゆ

る力を活用して、子供たちが少しでもいい状態になつた方がいいと思いますので、また具体的な御指摘もいただければそこもきちんとやりますし、いろいろな形で連携をとつていただきたいというふうに考えております。

○稻富委員 ありがとうございます。

最後に、子供政策全般についてと予算について

子供といつても、今回、私も現場に行くと、随分と地域によつて被災状況も子供が置かれた状況も異なります。きょう申し上げたような子供、養護施設の子供もいれば、あるいは、先ほど福田委員が御質問されていた、福島から避難している子供さんもいらっしゃる。あるいは、両親は御健在であるにもかかわらず、職を失つて生活の基盤を

アというものの喫緊の課題としてござります。一言に子供といつても、本当に地域によつて、ケースによってさまざまことがあります。

やはり、私、三月十一日を境に、政策の優先順位というものが大きく変わつたし、変わらなければいけなかつたと思います。子ども手当というのも、もちろんその例外ではなかつたというふうに思います。しかし、私は、その理念といいますか、社会保障政策の中では子供を中心になる、ある

ふうに思つています。

そういう意味で、これから、第一次補正、第

二補正と組まれることになろうかと思ひますけれども、そういう中で、子供の予算をしつかりと確保して、そしてその中で、先ほどのさまざまなケースに対応していくことが大事ではない

けれども、そういう意味で、これまで、子供の予算をしつかりと確保して、そしてその中で、先ほどのさまざまな

災害に対する予算を確保して、それをどのように使つて、どのように子供のための予算を確保するかという問題が、非常に重要な問題であると認識して

おります。

その点、ぜひ、子供政策というものを優先的

に思つています。

○稻富委員 どうもありがとうございます。

今回のこの大震災で、子供たちが大変な被害を受けました。この震災の復旧復興に関する取り組みの中で、子供に対しては、やはり私は最優先でやつていかなければというふうに思つております。そのための一次補正、あるいはまた二次補正、それらについての予算の確保、これについても思つております。

今回のこの大震災で、子供たちが大変な被害を受けました。この震災の復旧復興に関する取り組みの中で、子供に対しては、やはり私は最優先でやつていかなければというふうに思つております。そのための一次補正、あるいはまた二次補正、それらについての予算の確保、これについても思つております。

今回のこの大震災で、子供たちが大変な被害を受けました。この震災の復旧復興に関する取り組みの中で、子供に対しては、やはり私は最優先でやつていかなければというふうに思つております。そのための一次補正、あるいはまた二次補正、それらについての予算の確保、これについても思つております。

○稻富委員 どうもありがとうございます。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

まず初めに、震災の影響によります雇用問題についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

四月に入りました、被災地のみならず全国的に、従業員の解雇に踏み切る、こういう会社がふえております。被災地では、基幹産業の農業や水産業だけではなくて、多数の企業が壊滅的な打撃を受けました。取引先の多数が被災をした、資材も燃料も不足して事業継続のめどが立たない事業所というのも全国に広がつてきております。また、電力不足の方も、今少し暖かくなり計画停電は中止をしておりますけれども、日本の製造業を支える基盤産業とどまらず、産業界全体への影響も大きくなつていくことが予想されます。

雇用危機に陥つて悲鳴を上げている人は数知れない。私の方にも、中部地方であつても九州においても仕事がない、こういうようなお声が随時入つてきています。岩手、宮城、福島各県の労働局には、解雇や休業手当に関する相談が三月末時点で八千件だと聞いております。また、内定取り消しが百四十四件だということです。一方、被災者が避難をしている隣接県のハローワークに

も、同じように、職を求める人あるいは相談に訪れる人が長い列をつくつてゐる。これまでにない規模の被災者が職を失つた状態であり、早急な雇用対策が求められております。

○細川国務大臣 委員が御指摘になりましたように、子供の育ちというのを社会全体でしっかりと支援していくというのは大変重要なことだというふうに思つております。

今回のこの大震災で、子供たちが大変な被害を受けました。この震災の復旧復興に関する取り組みの中で、子供に対しては、やはり私は最優先でやつていかなければというふうに思つております。

今回のこの大震災で、子供たちが大変な被害を受けました。この震災の復旧復興に関する取り組みの中で、子供に対しては、やはり私は最優先でやつていかなければというふうに思つております。

○稻富委員 どうもありがとうございます。

○牧委員長 次に、古屋範子さん。

この要請に対して政府の方でも、雇用調整助成金の特例措置を支援の必要な災害救助法適用地域に広げることに加えて、被災地の事業所と取引関係が密接な被災地以外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所について、新たに特例措置を設けてくださいました。これは大変感謝をしておりま

す。

現在の特例措置の適用となりますのが、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野のうち災害救助法適用地域に所在をする事業所の場合、また、ここに該当しない事業所であつて

一番目に、上記の災害救助法適用地域に所在をする事業所と一定規模以上、総事業に占める割合が三分の一以上の経済的関係を有する事業所、それから三番目に、計画停電の実施地域に所在をして計画停電によつて事業活動が停止をした事業所、このよ

うな条件がございます。

まず、この適用地域についてなんですが、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野のうち災害救助法適用地域に所在する事

日本全体に広げるべきだ、このように考えております。

また、解雇や自宅待機などを言い渡されている方々は、この当該地域にとどまらないという実情がございます。メーカーの日本国内のサプライチーンの機能は、日本国内事業所の全域に波及をしているのが現状であります。資材、原料、原材料不足で生産縮小から雇用維持に対する不安を抱えているのは、関東、中部、九州、全国に及んでおります。

労働者の雇用維持、確保のためにも、雇用調整助成金等の適用地域を限定せずに、ぜひ全国に拡大していただきたい、このように考えますが、いかがでしようか。

○小林大臣政務官 古屋委員御指摘のように、雇用調整助成金を活用していただいて解雇を極力防いでもらう、こういう目的で雇用助成金の使い勝手をよくする、こういうことで今政府は取り組んでまいりました。

災害救助法適用地域において雇用の維持に努力をする事業主を迅速に支援できるように特例措置を設けた、先ほど先生がおっしゃったとおりです。これは被災地域に限らず、これらの地域の事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所などについても、被災地の事業所と同様に雇用の維持に向けた迅速な支援が必要である、こういう判断から、特例措置の一部を追加的に適用しております。

したがつて、災害救助法の適用地以外のところであつても、そこでいろいろな部品をつくつていった、そういうものがうまく供給できない、こういうことになれば、被災地域に限らず適用していくということを決めてござります。

今後も、雇用調整助成金がより使いやすくなるような制度として、被災地やそれ以外の地域の状況について十分留意をして、必要な見直しを図つてしまいりたい、このように考えています。

○古屋(範)委員 徐々に拡充をされているのも承知をいたしております、手続も簡便にということ

も御努力をしていらっしゃると思いますが、ぜひ思っております。

さらに、特例対象地域の事業所と直接取引の事業所だけを対象にするのではなくて、間接取引の下請企業、またその企業の請負事業主、派遣事業主にも除外せず適用すべきと考えております。

大企業はもちろんなんですが、今一番大変な思いをしているのは、中小零細だと思います。また、下請、請負、派遣等であります。間接取引のある下請、請負、派遣等であります。間接取引のある

下請、請負、派遣等であります。間接取引のある下請、請負、派遣等であります。間接取引のある

かがでしようか。

○小林大臣政務官 古屋委員御指摘のように、雇用調整助成金を活用していただいて解雇を極力防いでもらう、こういう目的で雇用助成金の使い勝手をよくする、こういうことで今政府は取り組んでまいりました。

災害救助法適用地域において雇用の維持に努力

をすることを

かと思つております。

このようなときこそ、弱い立場の中小企業主あるいは働く方々を切り捨てるのではなく、すべての事業主に適用になる、これがやはり雇用の安定につながるものと思っております。大臣、これらも除外することなく適用していただきたい、このことをお願いしたいと思います。

また、一定規模以上という条件もぜひ緩和して

いただきたい、このように思います。総事業量に占める割合が三分の一以上、この経済的関係を有する事業所の適用対象を拡大して、三分の一ではなくもう少し緩和をして、例えば十分の一とかこ

ういう緩和をし、経済的関係を有する事業主にもさらに適用していただきたいと思うんですが、いかがでしようか。

○細川国務大臣

雇調金について被災地以外のと

ころにも適用していく、こういうことについて

は、災害を受けたところの事業主については雇調

金の要件を特例をつくつて緩和して、そして雇用

の確保をしなきゃいかぬ、こういう趣旨でやつて

いるわけです、特例を。だから、それ以外のとこ

のを決めなければいけないわけですね。そのため

同じようにいろいろと大変だという程度とい

てまいりたい、このように考えています。

○古屋(範)委員 徐々に拡充をされているのも承

知をいたしております、手続も簡便にということ

ふうに決めたわけです。

特に、委員の言われることはよくわかるわけでありますけれども、そういうことも含めて、実は、被災地の事業所と一定の経済的な関係がある事業所の事業主については、被災地域に元請のある下請や、あるいは被災地域に発注元のある請負、あるいは派遣先が被災地域にある派遣業者も含まれる、こういうことで、これらの事業の事業主については雇用調整助成金の適用をする、こういうことに拡大をいたしておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○古屋(範)委員 被災地域に派遣先があつた場合には適用されるということでございます。

総事業量の三分の一といいましても、やはり小さな部品一つなくとも製品にすることができな、こういうところがございます。長期的に見れば、そういうところへの支援もやはり必要かなと。それは、厚労省の管轄だけではなく、全省挙げての支援がかなつてくると思いますので、ぜひまたお取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

それから、被災地から他県へ避難をした方の保険証の発行についてお伺いをしてまいります。

山梨県に避難をした方からの御意見をちようだいしました。南アルプス市に避難をされていらっしゃる方が五十人ほどいるということでありました。その中で、四人の方々が国保の保険証を南アルプス市役所から発行されたということです。

この際問題なのが、南アルプス市役所の発行し

た保険証を、被災した方が窓口で、口頭で被災者

であるということを告げなければいけないという

ことになつております。被災をされていることを

わざわざ言わなければいけない、これは非常に心

理的な負担にもなると思います。当然、周りにい

る方々にも聞こえるわけであります。担当部署に

は、口頭で言わなくとも済むような方法を何とか

考えてもえなかつておきます。

このことにつきまして、公明党の市議からも、

保険証と一緒に証明できるカードをつくつて、何

らかのフォーマットがあればできるのではないかと市役所の方に提案をしたんですけども、市と

しては、勝手につくることは非常に難しいといふ回答があつたそうです。できれば国からそうした様式を提示してくれたら非常に助かるのですが、担当からそういう意見があつたということあります。

被災者であることを言わずに保険証を発行していただけるよう配慮ができないか、そうした簡単なカードの様式など国として提示をすることができます。

できないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○岡本大臣政務官 御指摘をいただきました、被

災者の方で生活にお困りの方が、医療機関の窓口

での旨の申し立てを行うだけで窓口負担なしで受診ができるということ、これは、ある意味、通常の仕組みというわけではなくて、被災者の皆さ

でそのまま申立てを行なうだけ窓口負担なしで

受診ができるということ、これは、ある意味、通

常の仕組みというわけではなくて、被災者の皆さ

でそのまま申立てを行なうだけ窓口負担なしで

受診ができるということ、これは、ある意味、通

等々、満杯だと思います。ですので、確かにもと

まざまな点がここに載せられておりました。

変でようから、そういうための部屋があればも

で陸路が断たれ、瓦礫が散乱しているという中

いた被災地の役所に多大な負担をかけるということは避けなければいけないと思うんですが、総務省の方も、全国避難者情報システムですか、これ

避難所で、男女別の更衣室、洗濯物の干し場、授乳室、子供たちが周囲を気にせず遊べる場、こ

とか、そうしたことでもなるべく厚生労働省の方からもお願いをしているところです。

都道府県の十六機が直ちに被災地に派遣され、負傷者、入院患者の懸命の救出に当たったそうであります。

をつくつていくということを発表していらっしゃるんですが、一定期間、現地の役所に多大な負担

ういつたもの設置する工夫をしてほしいなどいふふうに思います。また、お互いのプライバシー

を尊重することで、長期化をしていく中でもよりよい人間関係が保てるのではないかと思います。

授乳室、子供たちが周囲を気にせず遊べる場、こ

をかけないように、なつかつ、他県に避難した方については、そうした証明書なりそういうものを早く届けてあげられる、そこは柔軟な対応を考えていますが、ぜひ知恵を出していただきたい、このように思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、避難所での女性への配慮についてお伺いしてまいりたいと思つております。

震災の非常時、女性への配慮というのは、ま

た、そうしたことでもなるべく厚生労働省の方

を早く届けてあげられる、そこは柔軟な対応を考えていますが、ぜひ知恵を出していただきたい、このように思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、避難所での女性への配慮についてお伺いしてまいりたいと思つております。

震災の非常時、女性への配慮というのは、ま

た、そうしたことでもなるべく厚生労働省の方

をかけないように、なつかつ、他県に避難した方については、そうした証明書なりそういうものを早く届けてあげられる、そこは柔軟な対応を考えていますが、ぜひ知恵を出していただきたい、このように思っていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、避難所での女性への配慮についてお伺いしてまいりたいと思つております。

震災の非常時、女性への配慮というのは、ま

た、そうしたことでもなるべく厚生労働省の方

だというふうに思います。

そういう意味では、これから全国的な展開といふ、まだまだ不十分だというふうに思いますので、いろいろなこれまでの実績も踏まえまして、また、地域の事情にもよりますから、例えば複数県で協力し合つてドクターへリを持つとか、そういう共同運航も含めまして、全国的なドクターへリの普及について推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○古屋(範)委員 大震災でのドクターへリの有用性というものが確認されたと思いますので、そうした広域での共同運航も含めまして、ぜひ全国をカバーできるように推進をしていただきたいと思つております。

さらに、ドクタージェットの実用化についてお伺いしてまいりたいと思っております。これは、やはり医師が治療しながら患者を搬送する小型ジェット機であります。

北海道は非常に広いということで、道央、道北、道東の圏域に一機ずつドクターへリは配備をされているそなんですが、救命率の向上、また患者の後遺症の軽減に非常に効果を上げていると、いうことがあります。そうした救急医療の機能をさらにドクターへリから拡大していくということで、広域の医療圈をカバーしようと期待を集めているのがこのドクタージェットであります。

北海道では、昨年九月六日から十月五日までの一ヶ月間、ドクタージェット研究運航というものが行われたそうです。ドクタージェットの利点と申しますのは、ドクターへリはおよそ半径百キロ程度の運航となつております。ジェット機の方は、航続距離は約二千五百キロと非常に長い距離を飛ぶことができるということ、ヘリの空白地帯を、道南とか十勝地方もカバーすることができる。それから、有視界飛行を条件とするへりと違つて、夜間の運航も可能だ。また、今回の研究運航に使用されたジェッ

ト機は、高度三千メートル以上の上空を飛ぶため

に、真冬の大雪など悪天候にも左右されにくいことでもあります。

今回の研究運航では、専門医による治療が必要との判断から、札幌から高知県へ搬送する、あるいは静岡から札幌へ搬送したり、さらに、日本臓器移植ネットワークから要請を受けて、臓器移植

の輸送も行つたということであります。

今回の北海道の研究運航は、道内の医療機関や自治体で構成する北海道航空医療ネットワーク研

究会が取り組んだものであります。北海道だけではなく、飛行場を有する離島などでも有効ではな

いかというふうに考えております。

遠隔地にいる患者の搬送、あるいは夜間の運航、飛行速度、さらに悪天候にも左右されない、

さまざまなメリットがあるドクタージェットについて、ぜひ、実用に向けて、国としても、モデル

事業を行つていただき、導入実現に向けて推進を

していただきたいと思つております。この点について、御見解を伺います。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありましたドクタージェットにつきましては、委員御指摘のよう

に、メリットがあるというのも事実であります。

一方で、やはり滑走路が一定程度長く必要で、

先ほどお話をありました北海道においては複数の空港がありますが、空港がないとなかなか行けなくつづくというところがあります。

しかしながら、今委員御指摘がありましたよ

うことで、北海道航空医療ネットワーク研究会が行つた

今回の問題だとかということをございます。あと、費

用面においても、若干ドクターへリに比べると高

性を確認できたと思つておりますので、ぜひ、その先にあるドクタージェットにつきまして、確

かに非常に財源の要る話だとも思つておりますが、ヘリとジェットあるいはドクターへリ、そ

うした大きな災害の対策に当たつていただきたい

うふうに考えております。

若干質問を残しておりますが、そろそろ時間で

すので、残りました質問は次の機会に回したいと

思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○牧委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。

先週、雇用調整助成金の要件緩和の問題などを取り上げさせていただきましたが、そのとき、統

引きをやりますと言つておりましたので、続きから入りたいと思います。

ハローワークが避難所などに出向いて労働相

談、職業相談などをやつていく必要があると思

います。特に、宮城、福島、岩手の三県において、

また、それ以外に県外で避難者を受け入れている避難所で出前労働相談などがどのくらいやられて

いるのか、また、そのために必要な人の派遣はどう

のようになされているのか、伺いたいと思います。

○小林大臣政務官 今御指摘のように、出張相談など、大変大事だ、このように思つて対応してお

ります。宮城、福島、岩手の三県で三十七カ所、相談件数として六百八十件対応してまいつております。そのほかの県では八十カ所、相談件数七百五十七件、これは四月の十日現在でございます。

そして、宮城、福島、岩手、この三県では、出張相談に加えて、失業給付や雇用調整助成金の支

給申請などが急増しております。さらに、今後、未払い賃金の立てかえ払いだと労災保険の給付請求などが大変多くなる、このように見込んでお

ります。したがつて、これらの業務を迅速に処理するためには体制の整備が必要である、このよう

認識を持っています。

したがいまして、労働行政の全国ネットワークを生かして、全国の労働行政職員の中から、現在百四十三名の応援職員を派遣してもらつています。さらに、岩手、宮城、福島の三労働局には、それぞれ五十名の非常勤職員を配置したい。今まで経験をしたOBの方とか即戦力になる、そういう方を含めて非常勤職員をこれから配置していくことを含めて、現在もその努力をしているところでございます。

○古屋(範)委員 この震災でドクターへリの有用性を確認できたと思つておりますので、ぜひ、その先にあるドクタージェットにつきまして、確

かに非常に財源の要る話だとも思つておりますが、ヘリとジェットあるいはドクターへリ、そ

うした大きな災害の対策に当たつていただきたい

うふうに考えております。

ただ労働者が知らなければ、企業から、被災

したんだから仕方ないだろうとか、節電のためだ

からやむを得ないんだとか、さまざま言われると泣き寝入りをせざるを得ない状態になるわけです。また、労務などに専門の人を配置できない零

細企業でも、本来なら使える制度があるのにもかかわらずできないという同様の状況があると思います。

ですから、今政務官からお話をあつた未払い賃

金立てかえ払い制度とか、使える制度があるとい

うことをまず知らせるということが本当に大事だ

し、自分も相談すれば何か使えるかもとまず気づ

いてもらわなければ、出前相談があるよと言つて

ね。それが、いっぱい資料が張つてあるんです。それが、いつぱい資料が張つてあるんです。そこまでたどり着かないんじやないかと。これが避難所を見てそれをすごく思つたんだ

からがよく見えないよということで指摘をしてい

ますので、例えば、被災したつて使える制度があ

る、あきらめないでというメッセージが伝わるこ

とが必要だと思いますが、いかがでしようか。

○小林大臣政務官 今、高橋先生から御指摘いた

なんだろうと。

だいたとおりだと思います。せつかく、私たち、いろいろな制度を工夫しても、それが実際に活用される方にしつかり伝わっていないと意味がない、このように考えております。

そのために、今先生おっしゃったように、インターネットを見てくれとかあるいはホームページを見てくれと言つても、なかなかそういう状況じやないということは十分わかつておりますので、ベーバーにしたり、壁新聞的にしたり、あるいは政府広報など、これを活用して今周知をしているところでございます。私も先週の土日、宮城の方に入りましたけれども、やはり掲示板はいっぱいあるんですが、いろいろな掲示がされておりますので、見やすい工夫だと訴える工夫、こういうことが特に必要だなと思いました。

日本が一つになつて支えていく、こういう気持ちでこの周知についてしつかり努めていきたいと思います。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。

掲示板は本当に、行政の思いもあるし、またいろいろなボランティアの方の思いもいっぱいありますので、非常に一生懸命見てるんですね。山形でしたけれども、個人の方が、自宅でおふろがあるよ、アウディで迎えに行くよと、本当に心温まる掲示もありました。ただ、そこから本当に自分が必要な情報を探すためには、もつと強力なメッセージが必要である。テレビ広報も使う、また掲示板を区分けするとか、そういうことが必要ではないかなと思います。

そういう意味で、先ほど来人の話をしているわけですが、サービスのやり方もやはりワンストップが大事である。例えば、仙台市であると、罹災証明はだれでもりますので、まず市役所のフロアに行くんですけど、最初の窓口でよく話を聞いて、税金なのか、住宅なのか、それとも雇用の問題なのかというのを聞いて、そのフロアの中に窓口が全部あるわけです、それで最初の人が導いてくれる。そういう体制がやはり必要

大変ふえるわけでございますから、それに対して

職員をどのように対応させるかということがござ

りますが、今行つておりますのはハローワークの

出前相談もやられておりました。私は、ただ、震

で県の職員の方が窓口となつて、ハローワークの

全国ネット、これを利用いたしまして、まずは専門であります職員の応援を求めているところでござります。それまだ十分でない、足りない分に

ある埼玉労働局に視察に行つたばかりであります。それで、ハローワーク大宮は職員一人当たりの相談件数が全国一という、大変多忙であるということを聞いてきたばかりなんですね。ということは、全

国で一千四百を超える避難所があるそうでありますから、頑張つているけれどもまだまだ足りない

といふのは事実なわけです。

資料を見ていただきたいんですけれども、そもそも二十三年度の常勤職員、これは昨年度より百八人減つております。それに対して非常勤職員は一万八千五百六十二人。こうすると、ハローワークの窓口、三人に二人が非常勤職員という計算になります。先ほど説明があつたように、他局から応援してもらつて、この数字が全国百十

人ということで、岩手・宮城・福島、それだけれども、労働行政全体が減つている中で、百三十人減つっている中で、全体が大変な中で応援を行くという体制は絶対無理なんだということを重ねて指摘したいと思います。

同じく、年金の対応はどうでしょうか。

たまたまスープアリーナで私が相談を、いろ

うお話を聞いていたときに出会つた男性、福島県浪江町の方でありますけれども、ちょうど誕生日が来て、年金の裁定を郵送で申し込んだ。そ

したら、その翌日が地震だった。届いてるだろ

うかと本当に心配されていましたんですね。私、早速問い合わせをしました。地震後は郵便事情も悪

かったです。だから、おくれて来るんじゃないかな

と期待をしたんですが、やはり届いておりませんでした。津波で流されたと思つています。ただ、

そして、その年金事務所から三十六名、職員を派遣しているということを聞いております。

今後もこうした対応をしつかり図らせていただ

きたいと思います。

○高橋(千)委員 今、労働局の職員と連携をして

とおつしやつてきましたけれども、最初にお話し

所単独で五十三回、合計九十五回の御相談に応じさせていただいたところ、約千四百件のいろいろ

御相談があつたということです。

一応実績を申し上げますと、四月十九日時点

で、やはり今回の補正の中でもそういう配置もす

るべきなんです。ほかから、他部局から回すとい

うだけではなくて、必要なところはふやす。

大臣に伺いますが、ぜひ労働局の職員をふやす

べきではないでしようか。

ただ、たまたま会つたから対応できましたけ

ども、そういう方がこれから出てくるわけで

す。要するに、年金通帳を流されたけれども、裁

定は今後どうなるんだろう、これからもらえるん

だらうかとさまざま悩みを抱えるし、老後の生

活の糧ですから、本当に大事だということで、年

金の出前相談も必要になつておりますけれども、

どのようにされているでしようか。

○大塚副大臣 御指摘のとおり、書類を失われた

方等、多数お困りの方がいらっしゃいますので、年金事務所の職員が被災地の避難所等を巡回したことと、臨時職員も加えまして、万全を期すように今その体制を整えているところでございます。

そういう意味で、全国でのネットワーク、そし

て臨時の職員を採用することによって対応していきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 全国のネットワークとおつしや

いましたけれども、私も先週お話ししましたし、たつた今の議論にもあつたように、全国で今影響があるわけです。また、全国で避難者を受け入れているわけですね。避難してきた方の相談も必要だし、また、全国の事業所が、被災地との関連

で、あるいは全体の自肃ムードですか計画停電ですとか、そうしたさまざまなことで影響を受けているわけですね。そういう意味では、全国の体制がやはり厚くならなければならない。

そういう点で、ネットワークで賄うよというだけではだめなんだということ、思い切つた対応を重ねて指摘したいと思います。

ただ、たつたまスープアリーナで私が相談を、いろ

うお話を聞いていたときに出会つた男性、福島

県浪江町の方でありますけれども、ちょうど誕生日が来て、年金の裁定を郵送で申し込んだ。そ

ういう意味で、先ほど来人の話をしているわけですが、サービスのやり方もやはりワン

ストップが大事である。例えば、仙台市である

う思っています。

そういう意味ではハローワークなどの仕事量は

だ、知らない土地で足もないのに、事務所に行くのは大変だなと思うわけですね。

（一）

たために、窓口が多忙になっている。

本当に私は、彼らこそ、五百二十五名、分限免職で今も職場復帰を目指しているわけですが、そういう人たちこそ職場に戻して、年金業務の第一線で活躍してもらるべきだ、このように思うわけです。

今回の法案も同様の問題を含んでいるわけですね。これは前回の質疑でも指摘をしたわけですが、それとも、非公務員型独立行政法人としては初の扱いとして、引き継ぎ規定がありません。国による解雇なわけであります。これは、指摘されている天下りとか無駄なものはやめればいいわけですけれども、残された機構は、結局、これから求職者支援制度の受け皿になり、この深刻な雇用失業情勢の中で公的職業訓練を担つていく大事な役割でもあるわけです。そういう点でも、廃止をするべきではないし、雇用も維持するべきだ、少なくとも希望する人に対してもきちんと採用していくべきだと思いますが、大臣、最後に一言お願ひいたします。

○細川國務大臣 雇用・能力開発機構を廃止することになったという経緯につきましては、これまでもしばしば申し上げてきたとおりでござります。したがって、今般の見直しにおきましては、この雇用・能力開発機構を廃止するとともに、組織そのものを抜本的に見直して、解体的に出直しをする、こういうことで、職員の労働契約についても採用方式をとるということになつたところでございます。

そういうことにはなりましたけれども、しかし私は、職員の雇用問題ということについても、十分に配慮をしなければいけないということです。意欲やあるいは能力のある職員については、雇用問題が生じることがないように、雇用については最大限の配慮を行つていただきたい、このように考へているところでございます。

○高橋(千)委員 今の最大限の配慮を必ずやつていただきたいことと、しかしそうはいつても、そきたいと思います。

ういう法律であるということを理由として、この法案には賛成できないことを言つておきたいと思ひます。

○牧委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 社会民主党の阿部知子です。

私も皆様と同じように、今回の震災による被災、そして、そこでも多くの方々が避難所にお暮らですが、これから生活再建していくためにも仕事の問題が不可欠であるという観点からお伺いをいたします。

冒頭ちょっと、質問の予告ないことですが、先ほど高橋委員と小林政務官のやりとりを聞きまして、確認をさせていただきたいんです。

今、全国に避難所が二千四百八十四カ所あるかと思うのですが、そのうちいわゆる出張相談をなさっているところは三十七カ所というふうな御答弁でありましたが、圧倒的に少ないというか、二けた違うと言ふとオーバーですが、一けたは違うと思うのです。

今後、厚生労働省の方針として、先ほど高橋委員も御質疑でしたが、ハローワークの人も足りない、それから、県のお力をかりても、労働局の方をかりても足りないと思うんですね。それで、この仕事の相談ということの体制強化をどんなスピードでなさるのかというのを一点、冒頭お願いいたします。

○小林大臣政務官 委員御指摘のとおり、相談窓口、出張していく、足がない人たちが多いものですから、車がない人が多いものでは大変大事だと思っております。

ただ、避難所も一ヵ月少し経過していまして、最初のころは、相談に行つても相談の件数がなかなかふえてこない、こういう実態も正直ございました。しかし、これからは相談件数が相当ふえてくると思いますので、やはり、私たちがみずから足を運んで出張相談に応じてくる、このことは大変大事だと思います。

私も聞いてみましたら、その相談も、これまでチームを組んで、年金のこと、あるいは雇用、それから生活相談もできるような形で、ワンストップのよな形でやつていた。そうすると人數もたくさんかかりますし、そういうことでなかなか進んでいかつたのではないかということを聞きました。

そこで、これからは、一人でもいいから各避難所を転々と回つていただいて、そこでとりあえず開も、めどというだけで、できておりません。で

○阿部委員 今御答弁を受けてもう少し厚生労働大臣に具体的に決意もお示しいただきたいのですが、さつき申しましたように、圧倒的に少ないですね。それで、私も何か所か避難所へ行かせていただいて、今、仮設住宅、住居の問題も問題になっておりますけれども、結局、仕事と住居というのは、鶏と卵みたいな回転をしていまして、仕事がどこかでめどがつくならば、仮設のみ暮らしながら、生活再建していくためにも、まだいろいろな方策を考えらるるというところにあると思うんですね。

大臣には二つ質問ですが、先ほど政務官にもお話ししましたが、大臣はどのくらいのスピードで、どのくらいの量ですね。私は、ハローワークの方も、やはりもつと数をふやしていただきたく、これは量の問題ですね。

質においては、やはりこれまで、例えば住宅は国土交通省、それから仕事は厚労省と、縦割りでありました。ここをドッキングさせて、個人を中心、もつと一緒に探していくような方策に切りかえない、なかなかこれから仕事がなければ、結局は生活保護に頼らざるを得ないという方が膨大に出てきて、先手を打った方がいいんじゃないかなと思うので、量の充実と質、これをどうなさるのか。特に住宅政策と労働政策のドッキングをどういうふうにお考えかをお願いいたします。

○細川國務大臣 先ほどの出張相談でありますけれども、避難所の数の割にはこれまで行つたところが少ないのではないか、確かにその御指摘は当たつていると思います。

○阿部委員 ゼゼヒキメ細やかに、そして、仕事を住まいと一緒に供給していく、こういう取り組みをやつてあるところでございます。

もう一点だけお願いいたします。

今、大臣の御紹介の「日本はひとつ」しごとプロジェクトでござりますけれども、これは確かにい取り組みですが、実際にそれだけの陣容ができるだろうかということでお尋ねをいたします。

この「日本はひとつ」のプロジェクトの中に、職業訓練の機動的な拡充・実施というのがございま

だけでもやることはたくさんあるのに、例えばこのスキームだと、瓦れきの撤去・支援物資の仕分け・仮設住宅運営のコーディネート、そういうところにお金がつけられると書いてあります。いものを持つてあるんだから、活用してもらうために、もつと自分の方から、厚労省から出ていていつてサービスをする、こういうことも必要なんじやないかなというふうに思います。

それと、二点目。外務省は、NGOと正式な定期協議というのを十年以上前からずっとやっております。ODAの分野では、日本に限らず先進国はどこでもそうですけれども、NPO、NGOと政策当局がフォーマルな場で政策対話をやってお互いに意見交換する、こういうことをやつております。

厚労省は、多分インフォーマルなそういう場といいうのは過去にもあったと思うんですけども、ぜひ正式な政策対話というか、被災地でやっているNPOの人たちと例えば政務官とか副大臣レベルの人が行つてひざを交えて意見を交換する、そういうのを持つていてただくと、現場の情報がダイレクトに入つてくるし、お互にとつていい関係が築けるんじゃないかなと思います。

そういうことを外務省ではもうやつてあります。そのうえで、行政が優秀だったがゆえにNPOの発展がおくれているという側面があります。そういう意味では、これからこの震災で、ぜひ厚労省でもやつていただければなということを一つ御提言申し上げたいと思います。

それと、もう時間がないので、一方的にもう一つ言いたいと思います。

阪神大震災の後に一気にボランティア活動が肯定的に評価されて、国会でもNPO法ができました。ある意味で阪神大震災というのは、大変悲惨な事件でありましたけれども、その後のNPOの第一次の発展期のきっかけとなつたというような効果もあると思います。今回の東日本大震災で、多くの若い人たちがボランティアに駆けつけ、阪神のときに生まれたNPOが、今回、そのときのノウハウを生かして非常にいい仕事をしている、そういう事例もたくさんあると思います。今後、阪神のときに広がつたこういうNPOの

流れを政府としても後押しするような仕組み、特に情報提供が大変重要ですけれども、同時に資金面の助成というのが今後は私は必要だと思います。被災地の自治体は予算的にも非常に厳しいと思いますから、三年でも五年でも区切つていいと思いますので、そういう被災地で活動するNPOに対する助成を国としてやつてあげるということが非常に重要なとります。寄附金の優遇に関する税制は別途税調とかでやつてもらつていて、そちらにも期待しておりますが、あわせて、直接的に事業費を補てんする、助成する仕組みというのが非常に重要なとります。

大体、先進国の平均を言うと、寄附半分、公的補助半分みたいなケースが非常に多いわけですね。ということは、日本の国内のNPOは、給与サービスみたいにコストをリカバリーできる部分は別として、相手が障害のある方、子供、そういう場合はなかなか料金を徴収できないサービスも多くなりますから、もつと政府として資金の援助をやつしていく。寄附が半分、公的助成が半分ぐらいいが私はベストのバランスかなと思つております。

日本の場合はこれまで、行政が優秀だったがゆえにNPOの発展がおくれているという側面があります。そういう意味では、これからこの震災を境にNPOに対する公的な助成をもつと拡大していくべきだと思いますし、そのときに、役所は金も出すから口も出すという形には絶対にしてはいけないということが言えると思います。

例えば、国際社会における難民援助の例なんかでいうと、国連のUNHCRという機関があります。それが、UNHCRの職員が直接難民支援をすることがあります。ほんどの場合、国連機関というのは、現場のNGOと業務委託契約を結んで、実際に作業、サービスを提供しているのはほとんどがNGOです。お金を出しているのが国連というパターンがほとんどです。

そういう意味では、国際スタンダードに近い形で、ある程度NGOの自由度を高めて、かつ、こ

の仕事をやつたら幾ら出すみたいな公共事業の発注みたいなやり方ではなくて、逆ですね、プロボーザルをNGO、NPOから出してもらつて、それが厚労省の掲げるミッション、厚労省の業務の範囲内であればそれに予算をつけていく。そういう形で、民が主導の事業に対して政府として支援をしていく、そういうスキームを今後はふやしていくことが必要だと思います。

そういう新しいスキームをこれを機会にどんどんつくついただきたいというふうに考えております。それについて政府のお考えをお聞きします。

そういう新しいスキームをこれで機会にどんどんつくついただきたいというふうに考えております。それについて政府のお考えをお聞きします。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

○牧委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○牧委員長 この際、本案に対し、山内康一君から、みんなの党提案による修正案が提出されております。

○牧委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。山内

君

○牧委員長 ただいま議題となりました独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○牧委員長 ただいま議題となりました独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案に対する修正案につきまして、みんなの党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

独立行政法人制度は、そもそも行政改革の目玉として導入されたものであります。当初の期待に反し、非効率的な事業運営、官僚の天下りの受け入れなどの問題点が指摘されたことから、平成十九年以降、民営化や民間委託の是非が検討されてきましたという経緯があります。

中でも雇用・能力開発機構は、私のしごと館を

初め、放漫な組織運営のあり方が大きな問題となってきたところであります。自公政権下の平成二十一年十二月の閣議決定で、雇用・能力開発機構の廃止と他の法人への業務移管などが決められておりました。

その後、二十一

年九月に政権交代となりました。

○牧委員長 次に、第百七十六回国会、内閣提出、参議院送付、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案を議題といたします。

○山内委員 以上で質問を終わりますが、ぜひ向こうに御検討をお願いしたいと思います。

○牧委員長 ござる。本院において議決の上参議院に送付したものと參議院において継続審査に付し、今国会におきまして、施行期日を「平成三十年四月一日」から「平成二十三年十月一日」に改めること、職業能力開発促進センター等の用に供される資産について、都道府県への譲渡の特例の期限を「平成二十五年三月三十一日まで」から「平成二十六年三月三十一日まで」に改めること等

され、本院は、前国会で本院において議決の上参議院に送付したものと參議院において継続審査に付し、今国会におきまして、施行期日を「平成三十年四月一日」から「平成二十三年十月一日」に改めること、職業能力開発促進センター等の用に供される資産について、都道府県への譲渡の特例の期限を「平成二十五年三月三十一日まで」から「平成二十六年三月三十一日まで」に改めること等

され、本院は、前国会で本院において議決の上参議院に送付したものと參議院において継続審査に付し、今国会におきまして、施行期日を「平成三十年四月一日」から「平成二十三年十月一日」に改めること、職業能力開発促進センター等の用に供される資産について、都道府県への譲渡の特例の期限を「平成二十五年三月三十一日まで」から「平成二十六年三月三十一日まで」に改めること等

附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○牧委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○牧委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

ます。

このため、雇用保険を受給できない求職者に対することを容易にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、雇用保険の失業等給付を受給することができない特定求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もつてその職業及び生活の安定に資することを目的としております。

第二に、厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施目標等の重要な事項を定めた職業訓練実施計画を策定することとしております。また、厚生労働大臣は、職業訓練実施計画に照らして適切なものであること、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の要件に適合するものであるとの認定を

おり、この認定を受けた認定職業訓練を行ふ者に対して、必要な助成を行うこととしております。この認定に関する事務については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせることとしております。

第三に、国は、職業訓練受講中の生活を支援し、職業訓練を受けることを容易にするため、特定求職者に対し、職業訓練受講給付金を支給する

こととしております。なお、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者に対する支給を返還することとしております。

第四に、公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の非正規労働者や長期失業者が増加する中で、求職者に対するセーフティーネットを整備し、その早期の就職を支援することの重要性が増大してい

定求職者に指示することとしております。また、職業安定機関、認定職業訓練を行う者等の関係者は、特定求職者の就職の支援について、相互に密接に連絡し、協力するよう努めなければならぬこととするほか、公共職業安定所長の指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、みずから進んで、速やかに職業につくように努めなければならないこととしております。

第五に、認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給については、現行の事業主のみが負担する雇用保険二事業とは別の雇用保険法の附帯事業として行うこととし、国庫は、職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一を負担すること等としております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十三年十月一日としておりますが、認定職業訓練に関する施行前の準備等については、公布の日から施行することとしております。

次に、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあり、また、非正規労働者や長期失業者の割合が長期的に上昇する中で、雇用のセーフティーネットの充実等を図ることが必要となつております。

このような状況に対応し、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、雇用保険制度において、基本手当及び再就職手当の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。

まず、労働者の生活の安定を確保するため、失

る賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げ、これにより基本手当日額の引き上げを図ることとしております。

次に、失業者の安定した再就職へのインセンティブを強化するため、暫定措置として給付率の引き上げ等が行われている再就職手当について、給付率のさらなる引き上げを図った上で、暫定措置を恒久化する等の見直しを行うこととしております。

また、雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとしております。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、雇用保険の財政状況等を勘案し、千分の十四とすることとしております。

この法律は、平成二十三年八月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の国庫負担に関する部分については公布の日、失業等給付に係る保険料率に関する部分については平成二十四年四月一日から施行することとしております。

この法律案並びに雇用保険の国庫負担に関する部分については公布の日、失業等給付に係る保険料率に関する部分については平成二

十一年四月一日から施行することとしております。

以上が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○牧委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

○細川国務大臣 ただいま議題となりました職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、求職者に対するセーフティーネットを整備し、その早期の就職を支援することの重要性が増大してい

申し上げます。職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案について申し上げます。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○細川国務大臣 ただいま議題となりました職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案並びに雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

就職を容易にするため、職業指導及び職業紹介等の就職支援措置を効果的に実施するための就職支援計画を個別に作成し、その措置を受けることを特

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案

(小字及び一は参議院修正)

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律
独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条第三項及び第五項並びに附則第三条第十一項及び第十二項、第六条、〇第九条、〇第十五条、第十八条並びに第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人雇用・能力開発機構の解散等)

第二条 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「雇用・能力開発機構」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに次項の規定により国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、権利及び義務の承継に必要な事項を定めた承継計画書において定めることに従い、その時に於いて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。)及び独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「勤労者退職金共済機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び次に掲げる業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継する。

(機構法)といふ。)第十一条第一項第七号及び第八号に掲げる業務(同項第七号に掲げる業

務にあつては職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助(厚生労働省令で定めるものに限る。)には公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務に限り、これらに附帯する業務を含む。)並びに同条第四項に規定する業務(以下この条及び次条において「旧職業能力開発業務」という。)

3 二 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務(以下この条及び次条において「旧宿舎等業務」という。)

三 旧雇用・能力開発機構法第十一条第三項各号並びに附則第四条第一項第一号並びに第二項第四号及び第八号に掲げる業務(以下この条及び次条において「旧財形業務」という。)

(四 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務(以下この条及び次条において「旧雇用促進融資業務」という。)

3 前項の規定により国が承継する資産及び債務の範囲その他当該資産及び債務の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢・障害・求職者雇用支援機構 旧職業

能力開発業務及び旧宿舎等業務に係る権利及

び義務

二 勤労者退職金共済機構 旧財形業務及び旧

雇用促進融資業務

一 勤労者退職金共済機構

雇用・能力開発機構の業務のうち前項各号に掲げるものについての第六項の規定により平成二十三年三月三十日に終わるものとする。

2 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構

が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び次に掲げる業務に係る債務は、この法律の施行の時において国が承継する。

(機構法)といふ。)第十一条第一項第七号及び

第八号に掲げる業務(同項第七号に掲げる業

度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかる。平成十三年九月三十日に終わるものとする。

3 三 三月三十日に終わる○事業年度における

三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

4 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

5 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

6 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

7 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

8 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

9 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

10 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

11 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

12 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

13 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

14 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

15 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

16 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

17 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

18 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

19 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

20 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

21 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

22 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

23 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

24 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

25 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

26 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

27 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

28 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

29 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

30 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

31 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

32 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

33 三 三月三十日に終わる○事業年度に於ける実績及び第六項の規定により同日に終わるものとする。

| 9 10 |

| 10 11 |

| 11 12 |

| 12 13 |

| 13 14 |

| 14 15 |

| 15 16 |

| 16 17 |

| 17 18 |

| 18 19 |

| 19 20 |

| 20 21 |

| 21 22 |

| 22 23 |

| 23 24 |

| 24 25 |

| 25 26 |

| 26 27 |

| 27 28 |

| 28 29 |

| 29 30 |

| 30 31 |

| 31 32 |

| 32 33 |

| 33 34 |

| 34 35 |

| 35 36 |

| 36 37 |

| 37 38 |

| 38 39 |

| 39 40 |

| 40 41 |

| 41 42 |

| 42 43 |

| 43 44 |

| 44 45 |

| 45 46 |

| 46 47 |

| 47 48 |

| 48 49 |

| 49 50 |

| 50 51 |

| 51 52 |

| 52 53 |

| 53 54 |

| 54 55 |

| 55 56 |

| 56 57 |

| 57 58 |

| 58 59 |

| 59 60 |

| 60 61 |

| 61 62 |

| 62 63 |

| 63 64 |

| 64 65 |

| 65 66 |

| 66 67 |

| 67 68 |

| 68 69 |

| 69 70 |

| 70 71 |

| 71 72 |

| 72 73 |

| 73 74 |

| 74 75 |

| 75 76 |

| 76 77 |

| 77 78 |

| 78 79 |

| 79 80 |

| 80 81 |

| 81 82 |

| 82 83 |

| 83 84 |

| 84 85 |

| 85 86 |

| 86 87 |

| 87 88 |

| 88 89 |

| 89 90 |

| 90 91 |

| 91 92 |

| 92 93 |

| 93 94 |

| 94 95 |

| 95 96 |

| 96 97 |

| 97 98 |

| 98 99 |

| 99 100 |

| 100 101 |

| 101 102 |

| 102 103 |

| 103 104 |

| 104 105 |

| 105 106 |

| 106 107 |

| 107 108 |

| 108 109 |

| 109 110 |

| 110 111 |

| 111 112 |

| 112 113 |

| 113 114 |

| 114 115 |

| 115 116 |

| 116 117 |

| 117 118 |

| 118 119 |

| 119 120 |

| 120 121 |

| 121 122 |

| 122 123 |

| 123 124 |

| 124 125 |

| 125 126 |

| 126 127 |

| 127 128 |

| 128 129 |

| 129 130 |

| 130 131 |

| 131 132 |

| 132 133 |

| 133 134 |

| 134 135 |

| 135 136 |

| 136 137 |

| 137 138 |

| 138 139 |

| 139 140 |

| 140 141 |

| 141 142 |

| 142 143 |

| 143 144 |

| 144 145 |

| 145 146 |

| 146 147 |

| 147 148 |

| 148 149 |

| 149 150 |

| 150 151 |

| 151 152 |

| 152 153 |

| 153 154 |

| 154 155 |

| 155 156 |

| 156 157 |

| 157 158 |

| 158 159 |

| 159 160 |

| 160 161 |

| 161 162 |

| 162 163 |

| 163 164 |

| 164 165 |

| 165 166 |

| 166 167 |

| 167 168 |

| 168 169 |

| 169 170 |

| 170 171 |

| 171 172 |

| 172 173 |

| 173 174 |

| 174 175 |

| 175 176 |

| 176 177 |

| 177 178 |

</

の規定により、都道府県が○雇用・能力開発機構又は高齢・障害・求職者雇用支援機構から○職業能力開発促進センター等の用に供されている資産の譲渡を受けた場合には、当該譲渡が雇用・能力開発機構からものである場合にあつては施行日から平成二十五年三月三十一日までの間、当該譲渡がある場合には、当該譲渡が雇用・能力開発機構からものである場合には、当該譲渡を受けた日から同日の属する年度の翌年度の末日までの間は、当該都道府県に対し、当該職業能力開発促進センター等の運営に要する費用のうち、厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額に次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を補助する。

一 引継職員比率(附則第七条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)に規定する引継職員比率をいう。次号において同じ。)が二分の一以上である場合 十分の十
二 引継職員比率が三分の一以上二分の一未満である場合 十分の八
三 前二号に掲げる場合以外の場合 十分の五(秘密保持義務に関する経過措置)

第十条 雇用・能力開発機構の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお從前の例による。

(雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置)

第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。(処分、手続等に関する経過措置)

第十二条 旧雇用・能力開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新機構法及び新中退法中の相当する規定によりした処分、手

続その他の行為とみなす。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

題名を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

「第三章 業務等(第十一条―第十四条)」

「第四章 業務等(第十四条―第十七条)」

「第五章 罰則(第十八条―第二十五条)」

「第六章 罰則(第二十六条―第二十八条)」

第十三条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十四条とし、第十八条を第二十三条とする。
第十七条の見出しを「(協議)」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条に次の二項を加え。

ところにより、機構を国とみなして、これらの方令を準用する。

第十九条を第二十四条とし、第十八条を第二

十三条とする。
第十七条の見出しを「(協議)」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条に次の二項を加え。

一号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条に次の二項を加え。

二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に

関し、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

三 公共団体は、機関に対し、その業務の運営に協力するよう努めるものとする。

四 機構は、その業務の内容についての広報そ

の他適切な措置をとることにより、求職者そ

の他の利用者の便益を増進するよう努めな

ければならない。

五 機構は、職業能力開発促進法の運営に當たり、協議会の開催等により、労働者

を代表する者、事業主を代表する者その他の

関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の

実情に応じた運営に努めなければならない。

六 機構が行う職業能力開発業務に係る都道府県知事の要請等)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のため必要があると認めるときは、機構に対し

て、職業能力開発促進センター等の運営その他の行為とみなす。

第二十二条 旧雇用・能力開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新機構法及び新中退法中の相当する規定によりした処分、手

續その他の行為とみなす。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

題名を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

「第三章 業務等(第十一条―第十四条)」

「第四章 業務等(第十四条―第十七条)」

「第五章 罰則(第十八条―第二十五条)」

「第六章 罰則(第二十六条―第二十八条)」

に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第三条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改め、「支援するための」の下に「業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の」を、「高年齢者等及び障害者」の下に「並びに求職者その他の労働者」を加える。

第四条中「東京都」を「千葉県」に改める。

第五条第一項中「の規定により政府」を「並びに独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十一年法律第号)附則第三号」に改め、同条を第二十一条とす

る。

第二十三条中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第二十二条を第二十六条とする。

第二十五条を第六章とする。

第二十二条を削り、第四章中第二十条を第二十五条とする。

第十九条の見出しを「(職業能力開発促進法の適用の特例等)」に改め、同条中「第十二条第一項第五号」を「第十四条第一項第五号」に改め、「業務」の下に「及び職業能力開発業務」を加え、「第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法令で定める法令については、政令で定める

は、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構が第四項の処分を行つた場合には、各
事務三度二九分ニ上村良資等ニ係る着工去付

則第三条第一項第二号の価額(処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額)については、当該処分を行つた事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

8 第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合に

は、第十一項中」という。」とあるのは「「という。」並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」であるのは「職業能力開発業務及び附則業務」とある。

第五条第三項第三号に掲げる業務」と同様
第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八
項」により読み替えて「前項二、『鐵業能

項目はより詳しく述べられた「前項」と「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三

「第一条第一項第一号に掲げる事務」とあるの
は「並びに職業能力開発業務」とあるの
条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるの

第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附

則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、
「又は同法第六十三条の規定による能力開発

事業」とあるのは、「同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事

〔職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務〕と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

3 前項の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構の理事長から採用する旨の通知を受けた者であつて、施行日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、施行日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員として採用され
る。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方
法、第二項の規定による職員の意思の確認の方
法その他前三項の規定の実施に關し必要な事項
は、厚生労働省令で定める。

第十四条 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、新機構法第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く

(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用)

第十五条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下この条において「高齢・障害者雇用支援機関」といいます)は、厚生労働省の委託により、高齢者雇用支援事業の実施にあたっては、厚生労働省の監督を受けることとする。

機構」という)の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件が高冷・意

者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準を制定して、高令・障害・文裁者雇用支援機構の

提示して、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の募集を行うものとする。

雇用の問題は、前項の規定に依る。この職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機

用支援機構の職員の採用の基準が提示されたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員

となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援

機関の職員となる意思を表示した者の中から、
当該高齢・障害・求職者雇用支援機関の職員の

採用の基準に従い、高齢・障害求職者雇用支援機構の職員となるべきを選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構の理事長に提出するものとする。

前項の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構の理事長から採用する旨の通知を受けた者であつて、施行日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、施行日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員として採用される。

第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方針、第二項の規定による職員の意思の確認の方針その他前三項の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聞くものとする。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第十七条 中小企業退職金共済法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第七十九条」を「第七十八条の二」に、「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に、「こと」を「こと等」に改める。

第三十八条中「業務」を「第七十条第一項に規定する業務(以下「退職金共済業務」という。)」に改める。

第四十条中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第五十二条中「第七十条第一号に掲げる業務を」を「第七十条第一項第一号に掲げる業務を」に改める。

に改め、同条ただし書中「第七十条第一号」を「同号」に改める。

第五十三条中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第五十八条中「運営する」の下に「とともに、

労働者(労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する労働者をいう。)の計画的な財産形成の促進の業務を行う」を加える。

第六章第一節中第五十九条の次に次の二条を加える。

(資本金)

第五十九条の二 機構の資本金は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、第七十条第二項に規定する業務に關して必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第六十三条中「理事は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。

第六十四条第一号中「ために、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同条第二号中「又は」の下に「退職金共済業務に係る」を加える。

第六十七条第一項中「その業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項中「業務」を「退職金共済業務」に改める。

第六十九条第一項中「業務」を「退職金共済業務」に改める。

第七十条に次の二項を加える。

2 機構は、前項に規定する業務のはか、第五十八条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七十二条第一項中「第七十条に規定する業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第七十条第二項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

第七十二条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関第七十八条の二第一項及び第九十条において「財形受託金融機関」という。の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十三条第一項中「第七十条第一号」を「第七十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「業務」を「退職金共済業務」に改め、同条第三項、第四項、第六項及び第八項中「第七十条第一号」を第七十条第一項第一号に改める。

第七十四条第一項第一号中「機構の業務」を「退職金共済業務」に改め、同項に次の二項を加える。

(借入金及び財形住宅債券)

第七十五条の二 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は財形住宅債券を発行することができ

3 機構は、第七十条第二項第一号に掲げる業

務に必要な費用に充てるため短期借入金をす

る場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかるらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。

4 第二項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。)を行う者に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により財形住宅債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

8 前各項(第三項を除く。)に定めるもののほか、財形住宅債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十五条の三 機構は、毎事業年度、長期借入金及び財形住宅債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯

罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九条の見出しを「(協議)」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

三 第七十二条第二項、第七十五条の二第一項、第三項若しくは第六項又は第七十五条の三第二項の規定による認可をしようとするとき。

第七十九条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、第七十条第二項第一号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

務に係る」を加える。

第七十七条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第五号中「以外の」の下に「退職金共済業務」を加え、同条第三項中「業務上」を「退職金共済業務に係る」を加え、同条第四項中「機構」の中「以外の」の下に「退職金共済業務」を加える。

第七十八条第一項中「機構は、」の下に「退職金共済業務に係る」を加え、同項第三号中「業務に係る」を加え、同項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、同項第五号中「以外の」の下に「退職金共済業務」を加え、同条第四項中「機構」の中「以外の」の下に「退職金共済業務」を加える。

第七十六条中「機構の」の下に「退職金共済業

八項各号に掲げるものを「旧財形業務及び旧雇用促進融資業務」に、「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第六項」を「第五項」に、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「勤労者退職金共済機構」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とする。

附則第三条の見出しを「雇用・能力開発機構に対する出資の取扱い」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

前条第二項の規定により国が資産及び債務を承継したときは、雇用・能力開発機構への出資に係る政府の持分(旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係るもの)を除く。は、その承継の際、政府に対し、同項の規定により国が承継する資産(次項において「国承継資産」という。)の価額から同条第二項の規定により国が承継する債務(次項において「国承継債務」という。)の金額及び次項の規定により地方公共団体に交付するものとされた金額を差し引いた額により払い戻されたものとする。

2 政府は、前条第二項の規定により国が資産及び債務を承継したときは、雇用・能力開発機構への出資に係る地方公共団体の持分の払戻しとして、同条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する資産(第四項各号及び第六項において「機構承継資産」という。)及び国承継債務の合計額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する負債(第六項において「機構承継負債」という。)及び国承継債務の金額の合計額を差し引いた額に同条第一項の規定による雇用・能力開発機構の

解散時における雇用、能力開発機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額を、政令で定めるところにより、地方公共団体に交付するものとする。

3 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第九十九条第二項の規定にかかるわざと、第一項の規定による払戻金は労働保険特別会計の雇用勘定の歳入とし、前項の規定による地方公共団体に対する交付金は同勘定の歳出とする。

府県等」に改め、同条第一項中「この条から附則第九条までにおいて」を削り、「都道府県」の下に「又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十三条规定する事業主等(以下この条及び次条において「事業主等」という。)」を加え、「当該都道府県」の下に「又は事業主等」を加え、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「職業能力開発促進法」

（以下）の条及び次条において「特例譲渡に係る指導員訓練施設」という。」の設置及び運営を行ふこととした場合において、当該施設についてその機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるときは、この法律の公布の日から平成二十三年九月三十日までの間に、職業能力開発総合大学校の用に供されている資産を当該事業主等に対して譲渡することができる。

同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とする。
附則第三条の見出しを「(雇用・能力開発機構に対する出資の取扱い)」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

附則第三条第四項及び第五項を削り、同条第六項第一号中「前条第一項の承継計画書において定めるところに従い労働者退職金共済機構が承継する資産（次号及び第八項において「承継資産」という。）」を「機構承継資産」に改め、同項第二号中「承継資産」を「機構承継資産」に改め、同項を同条第

タード等の下に「又は職業能力開発総合大学校」を加え、「当該資産の譲渡を受けて都道府県が設置する職業能力開発促進センター等の常勤の職員」を「次の各号に掲げる者」に、「当該職業能力開発促進センター等」を「当該各号に定める施設」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四項と

7 防則第七条に次の四項を加える。
第一項の規定による資産の譲渡を行つたことにより雇用・能力開発機構が職業能力開発短期大学校の設置及び運営を行わないこととなつたときは、その日から平成二十三年九月三十日までの間、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

前条第二項の規定により国が資産及び債務を承継したときは、雇用・能力開発機構への出資に係る政府の持分(旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係るものを除く。)は、その承継の際、政府に対し、同項の規定により国が承継する資産(次項において「国承継資産」という。)の額額から同条第二項の規定により国が承継する債務(次項において「国承継債務」という。)の金額及び次項の規定により地方公共団体に交付するものとされた金額を差し引いた額により払い戻されたものとする。

四項とし、同条第七項第一号中「附則第十七条」を「附則第十四条」に、「第九項」を「第七項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「承継資産及び同条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する負債（以下この項において「承継負債」という。）」を「機構承継資産及び機構承継負債」に改め、同項各号中「承継資産」を「機構承継資産」に、「承継負債」を「機構承継負債」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項

する。

一　当該資産の譲渡を受けて都道府県が設置する職業能力開発促進センター等の常勤の職員

二　当該職業能力開発促進センター等の常勤の職員

三　当該資産の譲渡を受けて事業主等が設置する職業能力開発促進センター等に勤務し、かつ、当該事業主等に常時雇用される労働者

四　当該職業能力開発促進センター等

五　当該資産の譲渡を受けて事業主等が設置する特例譲渡に係る指導員訓練施設に勤務し、かつ、当該事業主等に常時雇用される労働者

一 職業能力開発促進法第十六条第一項「職業能力開発短期大学校に係る部分に限る。」

二 第六十三条第一項第二号(政府による職業能力開発短期大学校の設置及び運営に係る部分に限る。)

三 旧雇用・能力開発機構法第十一条第一項第七号(職業能力開発短期大学校の設置及び運営に係る部分に限る。)

前項の規定は、第一項の規定による資産の譲渡を行つたことにより雇用・能力開発機構が職業能力開発短期大学校に係る部分に限る。)

2 政府は、前条第一項の規定により国が資産及び債務を承継したときは、雇用・能力開発機構への出資に係る地方公共団体の持分の払戻しとして、同条第一項の承継計画書において定めるところに従い労働者退職金共済機構が承継する

項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第二項及び第六項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項を同条第十項とする。

者　職業能力開発総合学校
附則第七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
「都道府県」の下に「又は事業主等」を、「職業能力
開発促進センター等」の下に「又は職業能力開発總
合学校」を加え、同項を同条第三項とし、同条

業能力開発大学校の設置及び運営を行わないこととなつたときについて準用する。この場合において、前項各号中「職業能力開発短期大学校」とあるのは、「職業能力開発大学校」と読み替えるものとする。

資産(第四項各号及び第六項において「機構承継資産」という。)及び国承継資産の価額の合計額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い労働者退職金共済機構が承継する負債(第六項において「機構承継負債」という。)及び国承継債務の金額の合計額を差し引いた額に同条第一項の規定による雇用・能力開発機構の

附則第四条第二項中「附則第十九条」を「附則第十六条」に改め、同条第三項を削る。

附則第五条中「高齢・障害・求職者雇用支援機構及び」を削る。

附則第六条中「(附則第十八条において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第七条の前の見出し中「都道府県」を「都道

第一項の次に次の二項を加える。
2 職業能力開発総合大学校について、指導員訓練
練(職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。以下同じ。)を効率的かつ効率的に実施することを可能とする体制の整備を図るため、雇用・能力開発機構は、事業主等が、職業能力開発総合大学校の用に供され

9 第七項の規定は、第一項の規定による資産の譲渡を行つたことにより雇用・能力開発機構が職業能力開発促進センターの設置及び運営を行わないこととなつたときについて準用する。この場合において、第七項各号中「職業能力開発短期大学学校」とあるのは、「職業能力開発促進センター」と読み替えるものとする。

の認定をすることができる。

一 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に（認定職業訓練を行う者に対する助成）関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条 国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行なう者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条 機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章 職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等）を以て、第十二条第二号において同じ。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政

府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができる。また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

（譲渡等の禁止）

第九条 職業訓練受講給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十条 税金その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金額を標準として課することができない。

第四章 就職支援計画の作成

（就職支援計画の作成）

第十一條 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に関し、就職を容易にするための計画（以下「就職支援計画」といふ。）を作成するものとする。

（返還命令等）

第八条 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政

で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二条 公共職業安定所長は、特定求職者に対する指示を変更することができる。
2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

3 2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（立入検査）

第十三条 職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他の関係者は、前項第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第十四条 職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くよう努めなければならない。

（時効）

第五章 雜則

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定によ

る質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行なうものに限る。）を行な

せることができる。

4 機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5 第二項の規定は、第三項の規定による立入検

査について準用する。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

（認定職業訓練を行なう者等）

（船員となろうとする者に関する特例）

2 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であつた者（以下「特定求職者等」という。）に対して、報告を求めることができる。

3 機構は、第四条第一項の規定による認定に關する事務に關し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に対し、報告を求めるこ

の前日における基本手当の支給残日数が
当該受給資格に基づく所定給付日数の三
分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五
日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千
二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同
項第二号中「十分の三」を「十分の五(その職業に
就いた日の前日における基本手当の支給残日数
が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の
二以上であるものにあつては、十分の六)」に改
め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号
口中「二万二千二百二十円」を「一万千七百四十
円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八
十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第
七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年
四月一日」に改める。
附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討
し、平成二十三年度において」を「引き続き検討
を行い、できるだけ速やかに」に改める。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分
の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二
十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十
二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五
項中「千分の十五・五から千分の二十三・五
まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五
まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・
五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・
五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五
から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五

から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五か
ら千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の
二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二
十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二
十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二
十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」
に、「千分の十八・五から千分の二十六・五ま
で」を「千分の十六・五から千分の二十四・五ま
で」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を
「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

二 第二条及び附則第九条の規定 平成二十四
年四月一日

一 第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規
定及び附則第十条の規定 公布の日

險料の徴収等に関する法律の一部を改正する法
律(平成二十三年法律第 号。以下この条
において「改正法」という。)附則第二条に規定す
る旧受給資格者とみなして同条の規定を適用
した場合(改正法第一条の規定による改正前の
第十七条第四項第二号に係る場合を除く。)と
あるのは改正法第一条の規定による改正前の
第十七条第四項第二号二とする。

(特例一時金の額に関する経過措置)
第五条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前
である特例受給資格者に対する新雇用保険法第
四十条の規定の適用については、同条第一項中
「第十五条第一項に規定する受給資格者とみな
して第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇
用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に
関する法律の一部を改正する法律(平成二十
三年法律第 号。以下この項において「改
正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資
格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同
条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改
正前の第十七条の」とする。

(雇用保険率に関する経過措置)
第六条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、
施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定す
る受給資格者等(以下この条において「受給資格
者等」という。)に対する就業促進手当の支給に
ついて適用し、施行日前に職業に就いた受給資
格者等に対する就業促進手当の支給について
は、なお從前の例による。

(就業促進手当に関する経過措置)
第七条 育児休業給付金の額に関する経過措置
については、第一条の規定による改正後の雇用保
険法(以下「新雇用保険法」という。)第三十七条第
三項の規定にかかるらず、前条の規定による基
本手当の日額に相当する額とする。

(政令への委任)
第九条 第二条の規定による改正後の労働保険の
保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の
規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係
る労働保険料について適用し、同日前の期間に
係る労働保険料については、なお從前の例によ
る。

(雇用保険率に関する経過措置)
第十条 この附則に規定するものほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(政令への委任)
第十一条 この附則に規定するものほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)
第十二条 この附則に規定するものほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(政令への委任)
第十三条 この附則に規定するものほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)
第十四条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日
前である高年齢受給資格者に対する新雇用保
険法第三十七条の四の規定の適用については、同
条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資
格者とみなして第十六条から第十八条まで」と
あるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴
収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十
三年法律第 号。以下この項において「改
正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資

格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同
条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改
正前の第十七条の」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)
第八条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始
した日の前日が施行日前である被保険者に対す
る新雇用保険法第六十二条の六第四項の規定の
適用については、同項中「受給資格者」とあるの
は「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等
に関する法律の一部を改正する法律(平成二十
三年法律第 号。以下この項において「改
正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資

第一類第七号

厚生労働委員会議録第九号

平成二十三年四月二十日

平成二十三年五月一日印刷

平成二十三年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

D